平成 23 年度

首都圏整備に関する年次報告
要旨

平成２４年６月

国　土　交　通　省

全体構成

第１章　首都圏整備をめぐる最近の動向
第１節　東京圏の経済活力低下の懸念
第２節　老いる東京圏
第３節　首都圏のＤＩＤ縮退の可能性
第４節　東京圏の社会資本の老朽化
第５節　首都圏における環境負荷の増大
第６節　東日本大震災の首都圏への影響
第７節　新しい首都圏の胎動　（省略）
第８節　首都圏のさらなる魅力向上に向けて

第２章　首都圏整備の状況
第１節　人口等の状況
第２節　産業機能の状況
第３節　個人主体の多様な活動の展開
第４節　環境との共生
第５節　安全・快適で質の高い生活環境の整備
第６節　将来に引き継ぐ社会資本の整備
第７節　首都圏整備の推進

資料編 首都圏整備に関する各種データ　（省略）

この文書は、首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）第 30 条の２の規定に基づき、首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況について、報告を行うものである。

本文中の「首都圏」「東京圏」等は、特にことわりのない限り、次の区域を示す。

首都圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
近隣３県：埼玉県、千葉県、神奈川県
周辺４県：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県

第１章　首都圏整備をめぐる最近の動向

第１節　東京圏の経済活力低下の懸念

東京圏は戦後の我が国の経済成長を牽引し、成長エンジンとしての役割を果たしてきた。東京圏の人口や経済の規模は欧米の先進国にも匹敵するポテンシャルを有しており、その動向は日本全国に大きな影響を及ぼす。しかし、近年の高い経済成長を背景にアジアの主要大都市の地位が高まってきており、東京圏の地位は相対的に低下傾向にあることから、今後の東京圏の経済活力の低下が懸念されている。

１．経済活力の相対的低下

日本の GDP（国内総生産）は、2010 年に成長著しい中国に抜かれ、世界第３位に転落した。また、一人当たり GNI（国民総所得の購買力平価ドル換算値）については、欧米の先進国のみならず、1993 年にはシンガポールに、1999 年には香港に抜かれるなど、日本の一人当たり GNI は相対的に低下している（図表 1-1-1）。日本の経済を牽引してきた東京圏等における１人当たり県民所得の推移をみると、バブル崩壊以降伸びは鈍化し、2008 年のリーマンショック以降、減少傾向である（図表 1-1-2）。

また、東京圏等の県民総生産は、一人当たりの県民所得の推移と同様な状況であり、近年、減少傾向である（図表 1-1-3）。

図表 1-1-1　日本と欧米・アジア主要国の１人当たり GNI（国民総所得）の推移

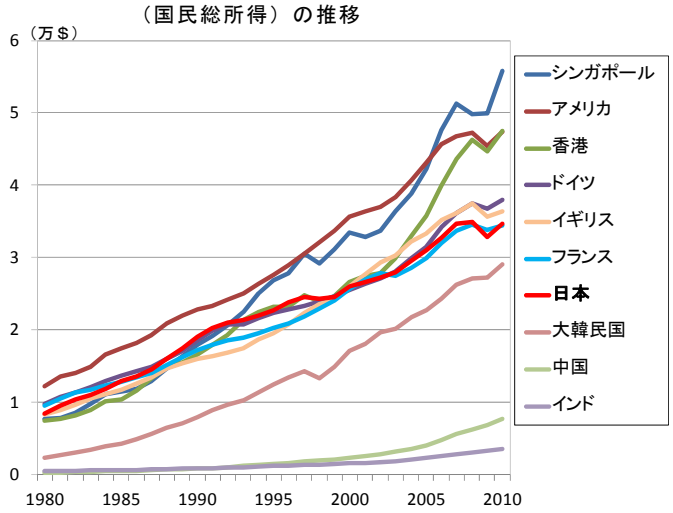

注　：GNI は購買力平価米ドル換算した値。
資料：「世界開発指標」（世界銀行）により国土交通省都市局作成

図表 1-1-2　東京圏等の１人当たり県民所得の推移

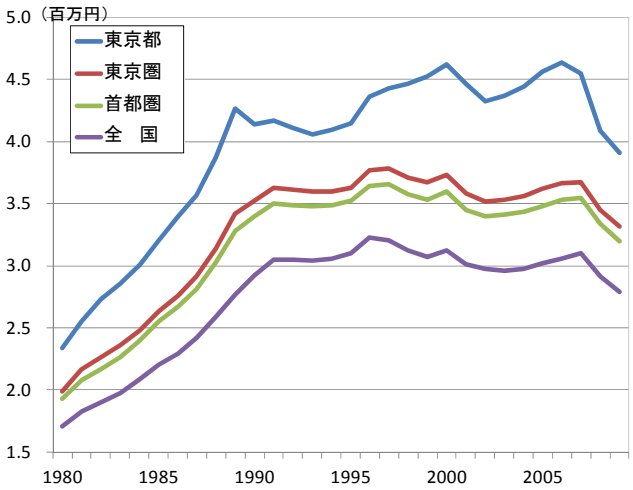

注　：平成元年度（1989 年）までは平成２年基準、平成７年度（1995 年）までは平成７年基準、平成８年度（1996 年）からは平成 12 年基準で作成。
資料：「県民経済年報」（内閣府）により国土交通省都市局作成

図表 1-1-3　東京圏等の県民総生産の推移

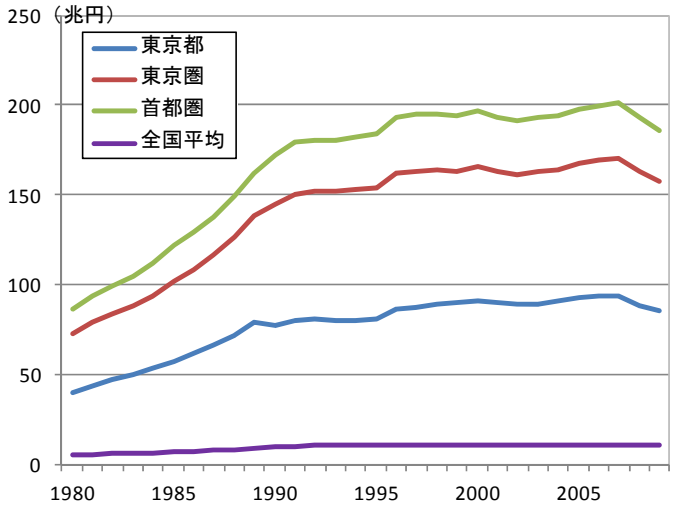

注　：平成元年度（1989年）までは平成2年基準、平成7年度（1995年）までは平成7年基準、平成8年度（1996年）からは平成12年基準で作成。

資料：「県民経済年報」（内閣府）により国土交通省都市局作成

さらに、東京圏の建築物の着工棟数は、すべての都県において減少傾向にあるほか、商品販売額も 1990 年をピークとして、その後同水準を回復していない（図表 1-1-4、1-1-5）。

図表 1-1-4　東京圏の建築物着工棟数の推移

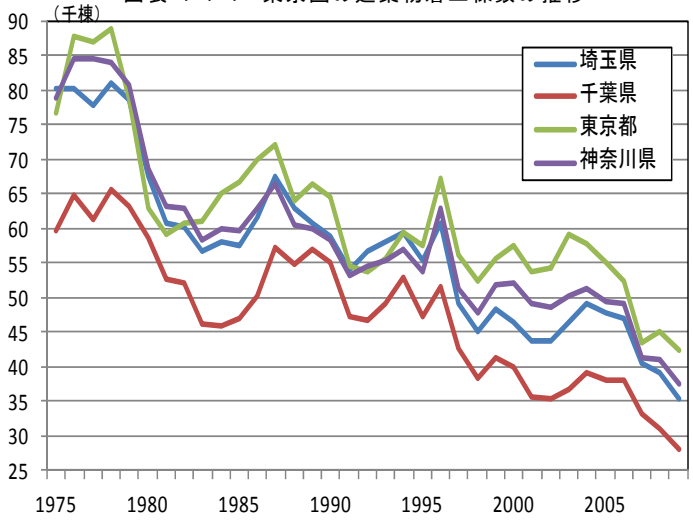

資料：「建築統計年報」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

図表 1-1-5　東京圏の商品販売額の推移

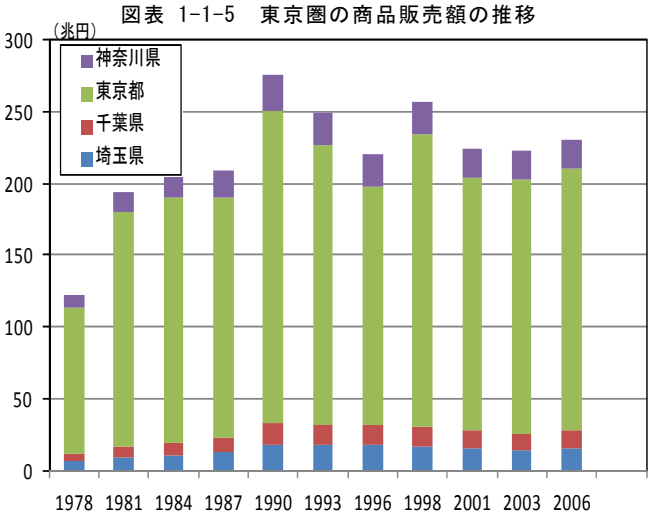

資料：「商業統計調査」（経済産業省）により国土交通省都市局作成

東京圏と欧米の大都市圏の経済活力について規模面と拡縮面とに分けて、指標化して図示してみると、東京圏は欧米の大都市圏と比べて、人口規模・経済規模・生産年齢人口割合といった都市集積の規模指標では優位にあったが、生産年齢人口割合が低下していることもあり、規模指標は 2001 年と比較して低下している（図表 1-1-6）。

図表 1-1-6　規模と拡縮指標でみた東京圏のポジショニングの推移（2001 年

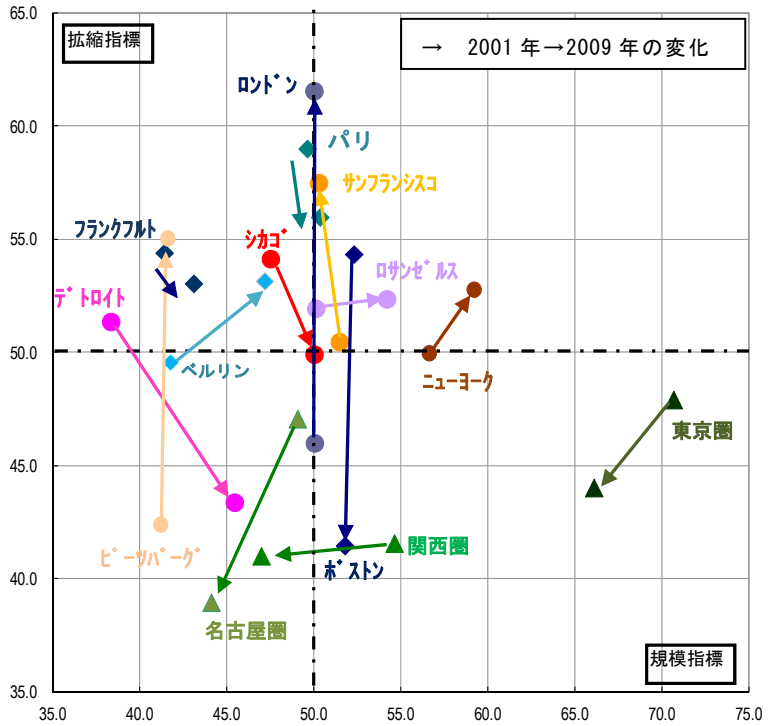

注１：規模指標とは GRP（対象都市のGDP名目値）・人口・生産年齢人口割合 、拡縮指標とはGRP成長率 ・生産年齢人口増加率を偏差値化したものの平均値。

注２：日本の都市圏は原則、名古屋圏は愛知県、三重県、岐阜県、関西圏は大阪府、京都府、兵庫県、奈良県
米国の都市圏は原則、MSA（Metropolitan Statistical Area）を対象
欧州の都市圏は原則、EurostatにおけるMetropolitan Regionを対象
ただし、データによっては都市等のデータを使用している。

資料：(GRP関係)　日本「県民経済年報」(内閣府)
(GRP成長率は1999～2001年、2007～2009年のGRP年間平均成長率)
米国「BEA」(GRP成長率は2001～2002年、2007～2009年のGRP年間平均成長率)、
欧州「Eurostat」(GRP成長率は日本と同じ。)
※GRPの米ドル換算は世界銀行の公式為替レートを使用

(人口関係)　日本「国勢調査」及び「人口推計」(総務省)
(生産年齢人口増加率は2001年分は「国勢調査」の1995～2000年の15～64歳人口の年平均増加率)
米国「American Community Survey2008, 2009」
「BEA」(2001年人口はGRP総額から一人当たりGRPの額で除して得た値)
「Census2000」(ただし、2001年の生産年齢人口割合は各都市の生産年齢人口割合、2001年の生産年齢人口増減率は各都市の15～64歳人口の1990～2000年の平均増加率、1990年と2000年の人口は各都市のウェブサイト等)
欧州「Eurostat」(ただし、2001年のベルリン、フランクフルトの生産年齢人口増加率は都市人口全体の増減率、2001年のロンドンの生産年齢人口割合及び増加率は英国の国勢調査等による。) ＊2001年のベルリン、フランクフルト生産年齢人口割合のデータなし

２．東京圏の経済的な影響力

全国に対する東京圏の人口割合は昭和 35 年時点で 18.9%であったものが、平成 22 年には、27.8%まで拡大しており（図表 1-1-7）、東京圏の県民総生産の全国割合も昭和 35 年から平成 21 年にかけて、26.0%から 32.0%へと拡大してきた（図表 1-1-8）。

図表 1-1-7　全国と東京圏等の人口割合の推移

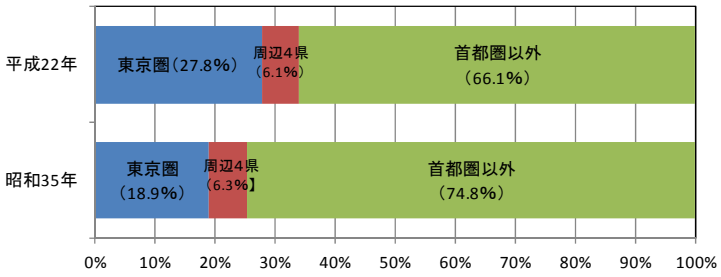

図表 1-1-8　全国と東京圏等の県民総生産の割合の推移

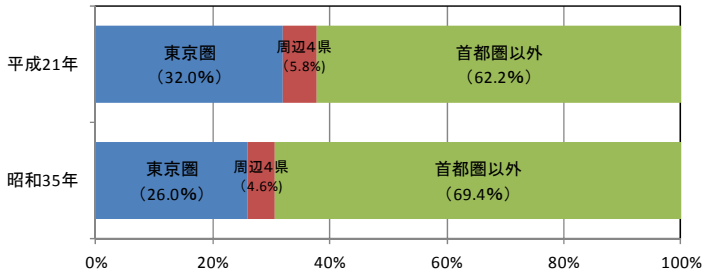

資料：人口は「国勢調査」（総務省）、県民総生産は「県民経済計算」（内閣府）により国土交通省都市局作成

東京圏は、中間投入[1]ベース、最終需要[2]ベースのそれぞれにおいて全国の約 30%の財・サービスを生産し提供している（図表 1-1-9）。そして、各県の東京圏で生産した中間財・サービスへの依存割合（自県内で生産した中間財・サービスを除く）をみると、主に東日本の依存割合が高くなっている。一方、最終財・サービスについては、主に西日本において、中間財・サービスよりは影響範囲や依存割合が低いが、地理的に近接している首都圏で依存割合が高くなっている（図表 1-1-10）。

なお、東京圏が提供を受ける中間財・サービスも東京圏以外の他の道府県からも調達されており、相互に依存した関係にある（図表 1-1-11）。

図表 1-1-9　東京圏等で生産された財・サービスの中間投入額及び最終需要額

（十億円）

	中間投入額	全国割合	最終需要額	全国割合
全国	474,715	—	525,035	—
東京都	84,851	17.9%	91,571	17.4%
東京圏	150,315	31.7%	168,311	32.1%

資料：「47 都道府県産業連関表（2005 年）」（内閣府）により国土交通省都市局作成

[1] 中間投入とは、生産の過程で原材料・光熱燃料・間接費等として投入された非耐久財及びサービスをいう。耐用年数を大幅に延ばすことのないような固定資産の維持補修、研究開発調査等もこれに含まれる。

[2] 最終需要とは、産出又は輸入された財の一部が国内の生産過程に再投入されないで、民間消費・政府支出・投資・輸出に用いられること。

図表 1-1-10　全国へ提供される財・サービスの東京圏の割合

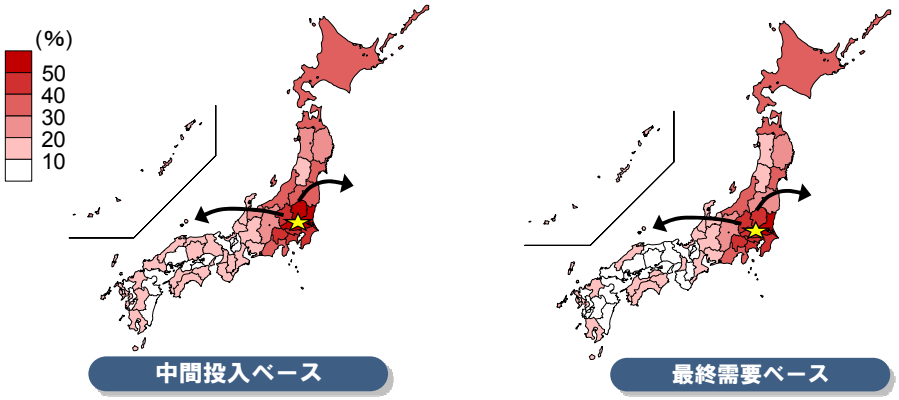

注　：割合は、自県内の交易分を除いた割合
資料：「47 都道府県産業連関表（2005 年）」（内閣府）により国土交通省都市局作成

図表 1-1-11　全国から東京圏へ中間投入された財・サービスの額

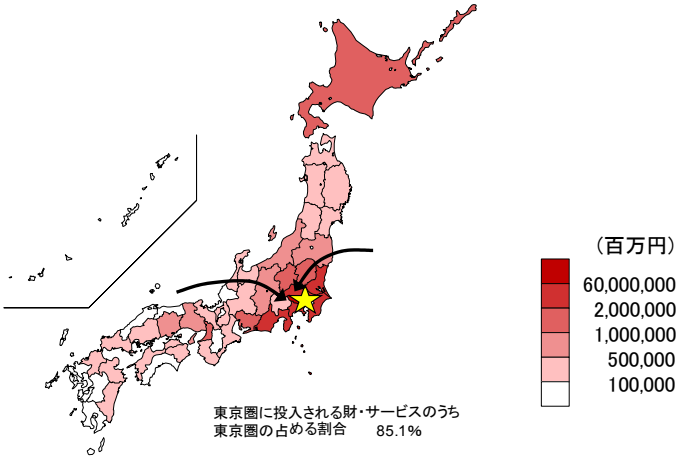

資料：「47 都道府県産業連関表（2005 年）」（内閣府）により国土交通省都市局作成

３．欧米の大都市圏との比較

東京圏と欧米の大都市圏の事業所数ベースによる特化係数[3] をみると、情報通信業、専門・学術・技術サービス業といった知識集約型サービス産業や不動産業等で高く、第三次サービス業に特化していることがわかる（図表 1-1-12）。また、東京圏と欧米の大都市圏の支払賃金ベースの特化係数をみると、産業別の事業所ベースで特化係数が高かった情報通信業、不動産業等、専門・学術・技術サービス業で高くなっているほか、東京圏で事業所ベースでは特化係数が低かった金融・保険業や教育サービス業が高くなっている（図表 1-1-13）。

[3] 特化係数とは特定産業への特化の程度を測る指標で、特定産業が有する比較優位の程度を示している。1 より大きければ比較優位にあるとされる。

図表 1-1-12　東京圏と欧米の大都市圏の事業所数ベースの特化係数の比較

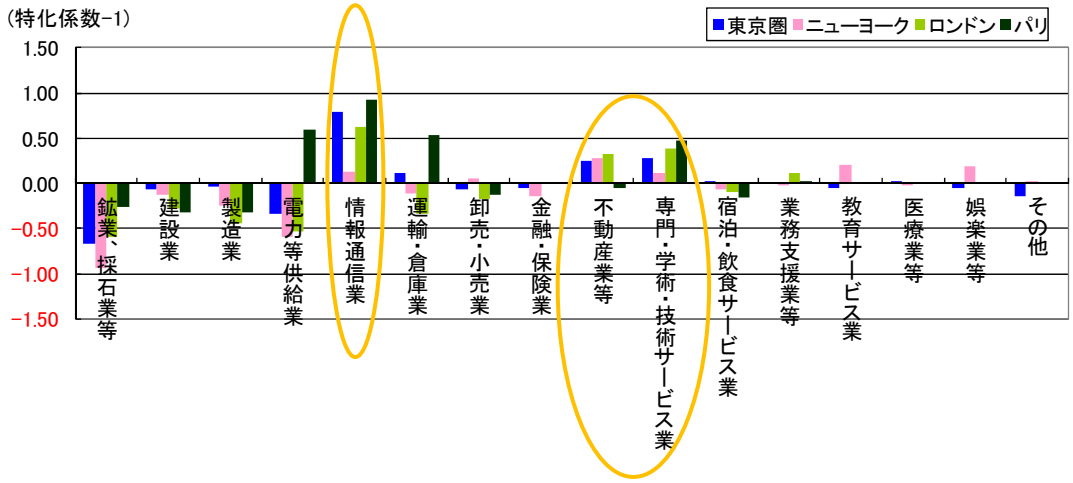

注１：特化係数＝（東京圏のＡ産業の事業所数/東京圏の全産業の事業所数）
　　／（全国のＡ産業の事業所数/全国の全産業の事業所数）
注２：図表では特化係数―１として表示している。
資料：「平成 21 年経済センサス・基礎調査」（日本）、「2009 Business Patterns」（米国）、「Eurostat」（欧州）

図表 1-1-13　支払賃金ベースの特化係数比較

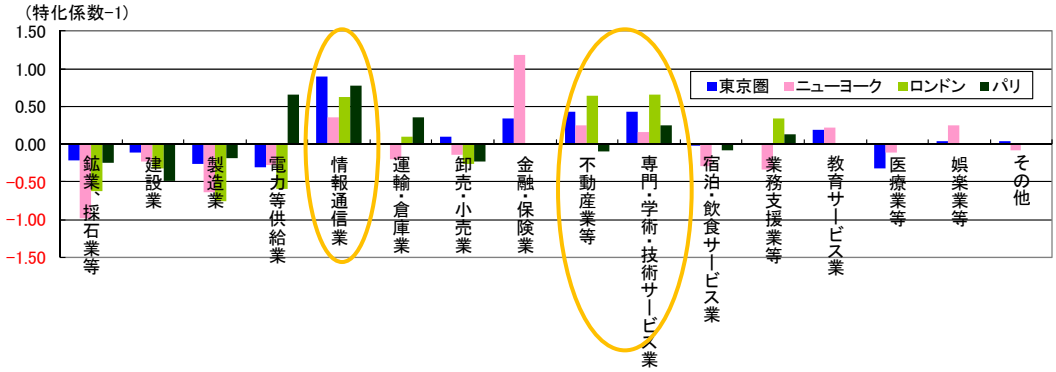

注１：特化係数注１：特化係数＝（東京圏のＡ産業の支払賃金/東京圏の全産業の支払賃金）
　　／（全国のＡ産業の支払賃金/全国の全産業の支払賃金）
注２：図表では特化係数―１として表示している。
注３：日本の賃金は、「平成 21 年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）をもとに、1 人当たり給与額・賞与額に労働者数をかけて総額を推計（対象は従業者 10 人以上の民営企業）。
資料：「平成 21 年賃金構造基本統計調査」（日本）、「2009 Business Patterns」（米国）、「Eurostat」（欧州）

４．所得差の拡大の懸念

東京圏内の市町村間の所得差の推移をみるため、課税対象所得額から算出したジニ係数[4]の推移を東京圏への人口の転入超過の推移、全国に占める県民総生産の東京圏の割合の推移と比較してみると、昭和 50 年代後半から東京圏への人口の転入超過に伴い県民総生産の東京圏の割合も増加してきたが、反面、ジニ係数は上昇し、所得差は拡大する傾向にあった。そして、昭和から平成にかけて東京圏へ

[4] 社会における所得分配の平等・不平等を計る指標である。0 から 1 までの数字で示され、0 に近づくほど平等、1 に近づくほど不平等で格差が大きいことを意味する。

の人口の転入圧力が弱まるとともに、平成の始めにはバブル崩壊で経済状況が悪化すると、ジニ係数は低下を始め、所得差は縮まっていった。平成９年頃には、再び人口の転入超過や県民総生産の東京圏の割合の増加に合わせて、ジニ係数も上昇し、平成 22 年には平成２年と同じ水準にまで高くなってきている（図表 1-1-14）。

図表 1-1-14 東京圏の課税対象所得のジニ係数と人口の転出入及び県民総生産の東京圏の割合推移

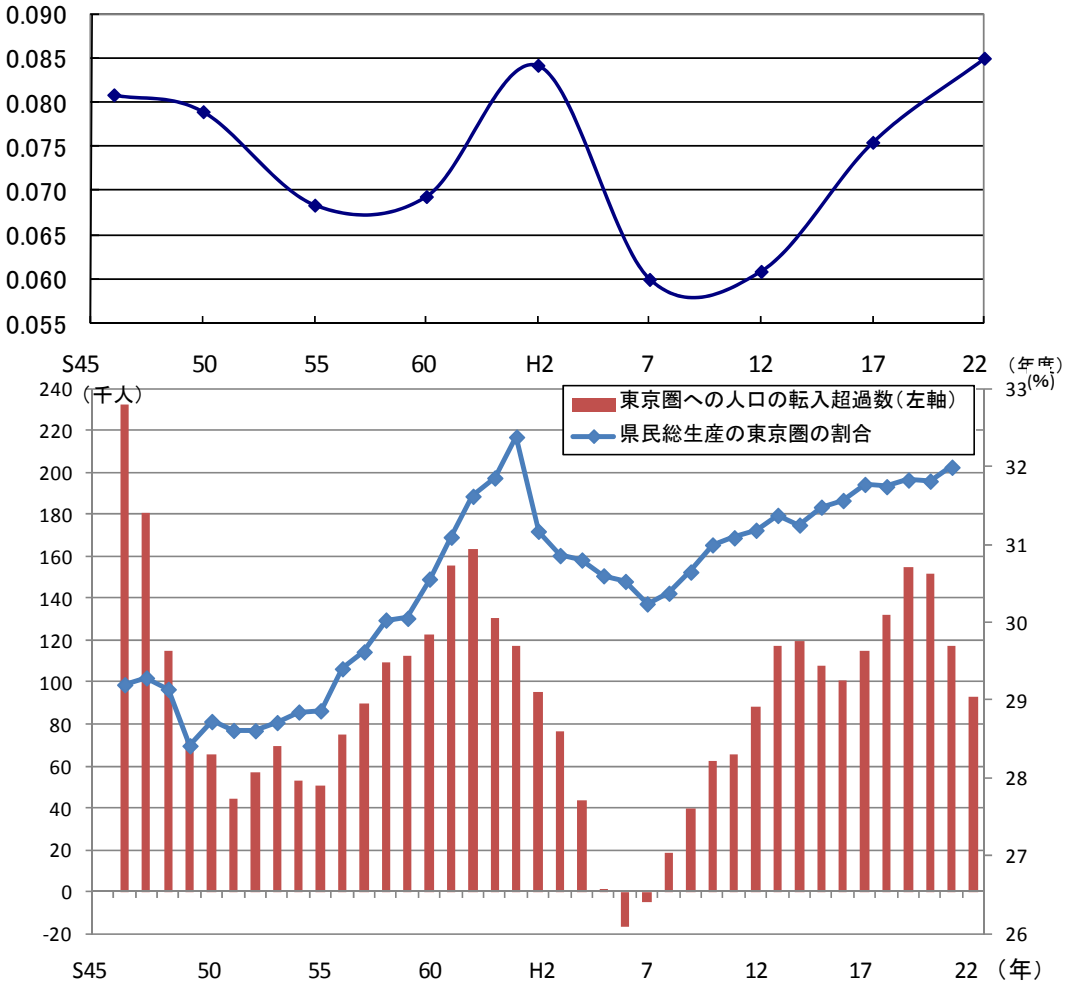

注１：ジニ係数は、昭和 46 年を除き、昭和 50 年以降 5 年置きのデータを使用し、各市町村に一人当たり課税対象所得を稼ぐ人が納税義務者数存在すると仮定して作成。市町村は平成 22 年度の市町村単位で集計している。

注２：県民総生産は平成元年度までは平成 2 年基準、平成 7 年度までは平成 7 年基準、平成 8 年度からは平成 12 年基準で作成されている。

資料：一人当たりの課税対象所得、納税義務者数は、昭和 46 年度は「所得格差表 47 年度」（地方税務研究会編）、昭和 50 年度は「所得格差年報」（日本マーケティング教育センター）、昭和 55 年度は、個人所得指標（日本マーケティング教育センター）、昭和 60 年度以降は「市町村税課税状況等の調」（総務省）、人口移動増減は「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）、県民総生産は「県民経済計算」（内閣府）により国土交通省都市局作成

第２節　老いる東京圏

「人口推計」（総務省統計局）によると、平成 23 年 10 月 1 日現在、高齢者人口は過去最高の 2,975 万人であり、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は 23.3％となった。現在、高齢化率は、首都圏など三大都市圏では低く、それ以外の地域で高いが、今後は首都圏でも高齢化率の上昇及び高齢者人口の大幅な増加が予測されており、その対策は喫緊の課題である。

１．高度経済成長期をピークとした東京圏への人口流入

東京圏の年齢階層別人口変化の推移をみると、高度経済成長期の前半に 10 代と 20 代前半の層が大量に転入した。また、国勢調査において 10 年に一度行われている人口移動に関する調査の結果より、昭和 40 年代には、東京都では 20 代から 30 代の層が、近隣３県に転出したことがうかがわれる。これらの大規模な人口移動によって東京圏は急激に拡大したことが推測される。

東京圏への転入圧力は昭和 30 年代後半をピークとして、近隣３県への転入圧力は昭和 40 年代前半をピークとして、長期的には弱まってきていたが、平成 17 年以降、東京圏への転入圧力は再び強まっており、特に、東京都では 20 代後半から 30 代前半の層が転出超過から転入超過に転じるなど、20 代及び 30 代前半の都心回帰の様子がうかがわれる（図表 1-2-1、図表 1-2-2）。

図表 1-2-1　東京圏等の年齢階層別人口変化

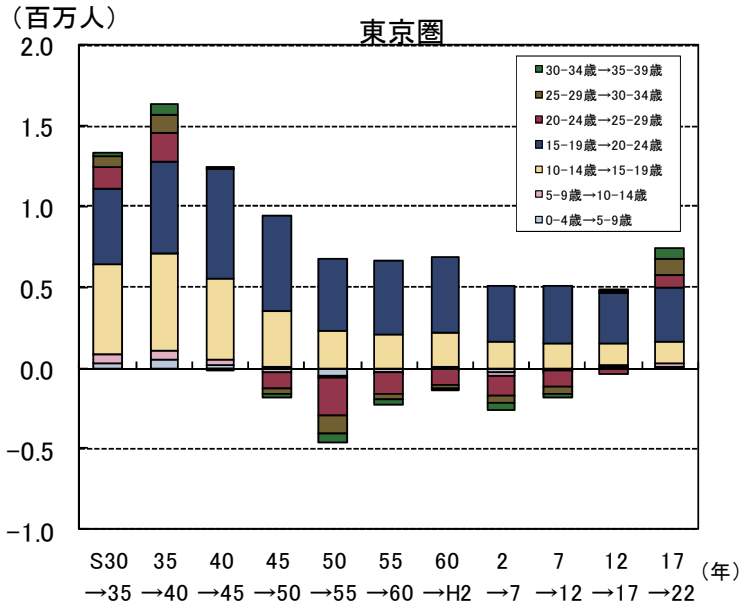

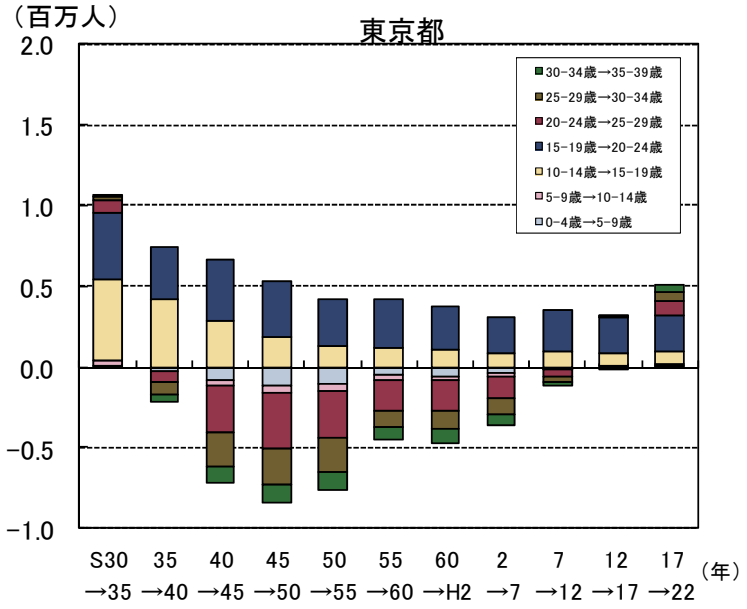

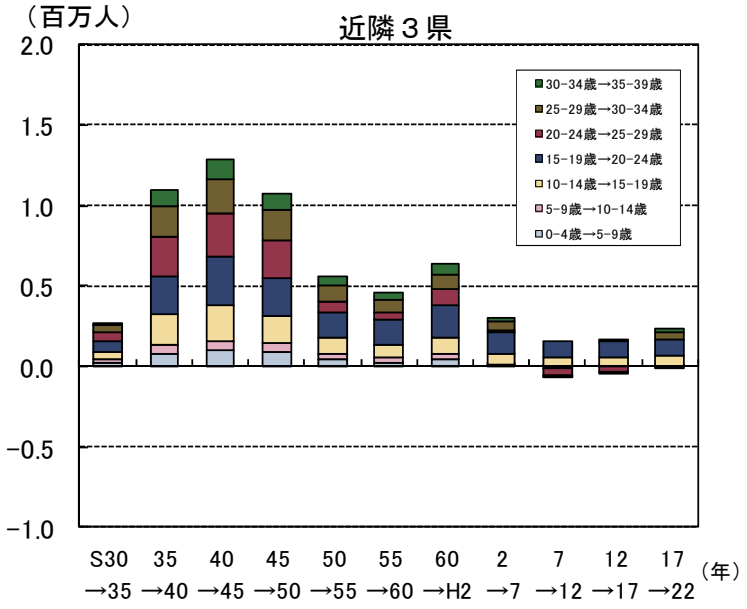

資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

２．生産年齢人口の減少

東京圏の生産年齢人口の推移をみると、ピークである平成 12 年を境に年々減少しており、平成 47 年には平成 12 年と比較して約 450 万人減少すると推計されている。一方で、高齢者人口は増加の一途をたどり、平成 47 年には東京圏の総人口に占める割合が 32%となることが推計されている。（図表 1-2-2）。

図表 1-2-2　東京圏の年齢 3 区分別人口及び総人口に占める各区分別人口の割合の推移

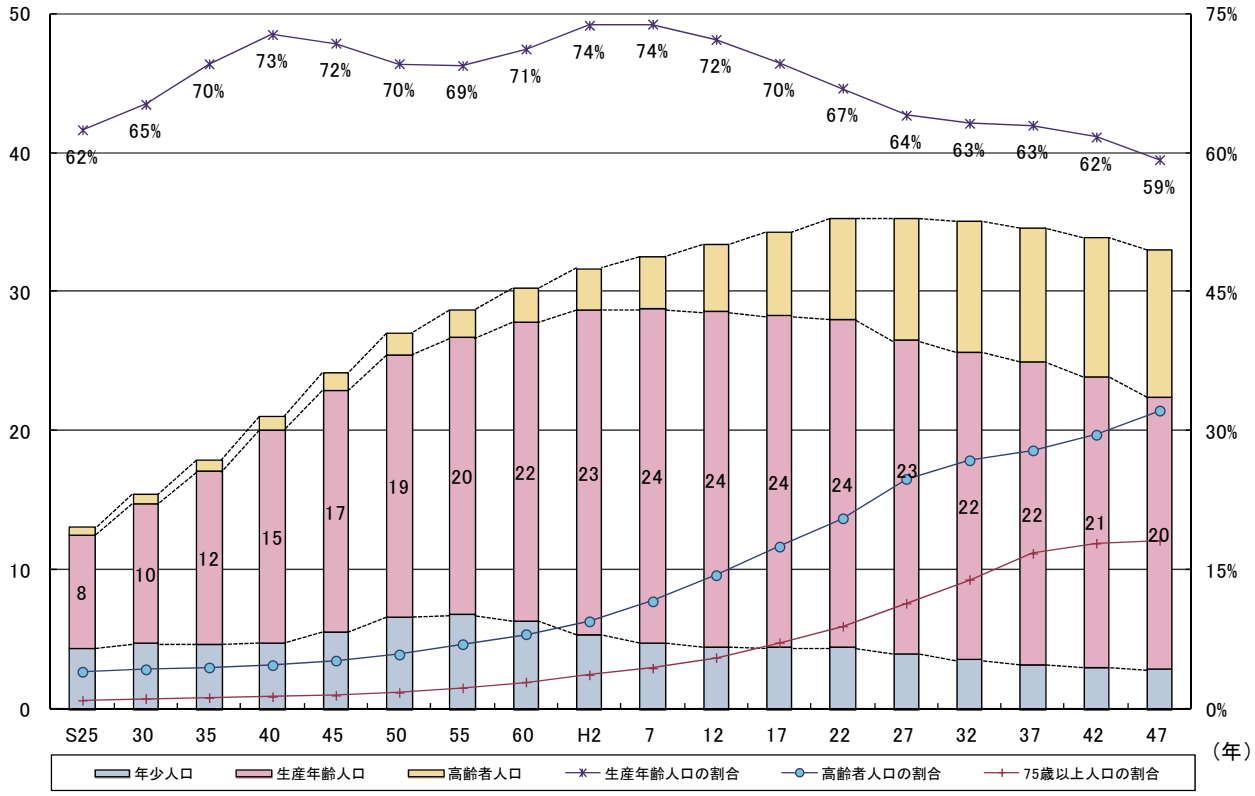

注　：図表1-2-3 については、「年齢不詳人口」を除いて算出している。
資料：平成22年までは「国勢調査」（総務省）、平成27年以降は「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年５月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）により国土交通省都市局作成

３．高齢化の進行

我が国の高齢者人口は、平成 17 年に 2,567 万人、平成 47 年には 3,724 万人に達すると推計されている。平成 17 年と平成 47 年の高齢者人口を増加量と増加率の両方で比較すると、東京圏は、関西圏、名古屋圏を大きく上回る見込みである（図表 1-2-3、図表 1-2-4）。

図表 1-2-3　東京圏とその他の地域における高齢者人口の推移

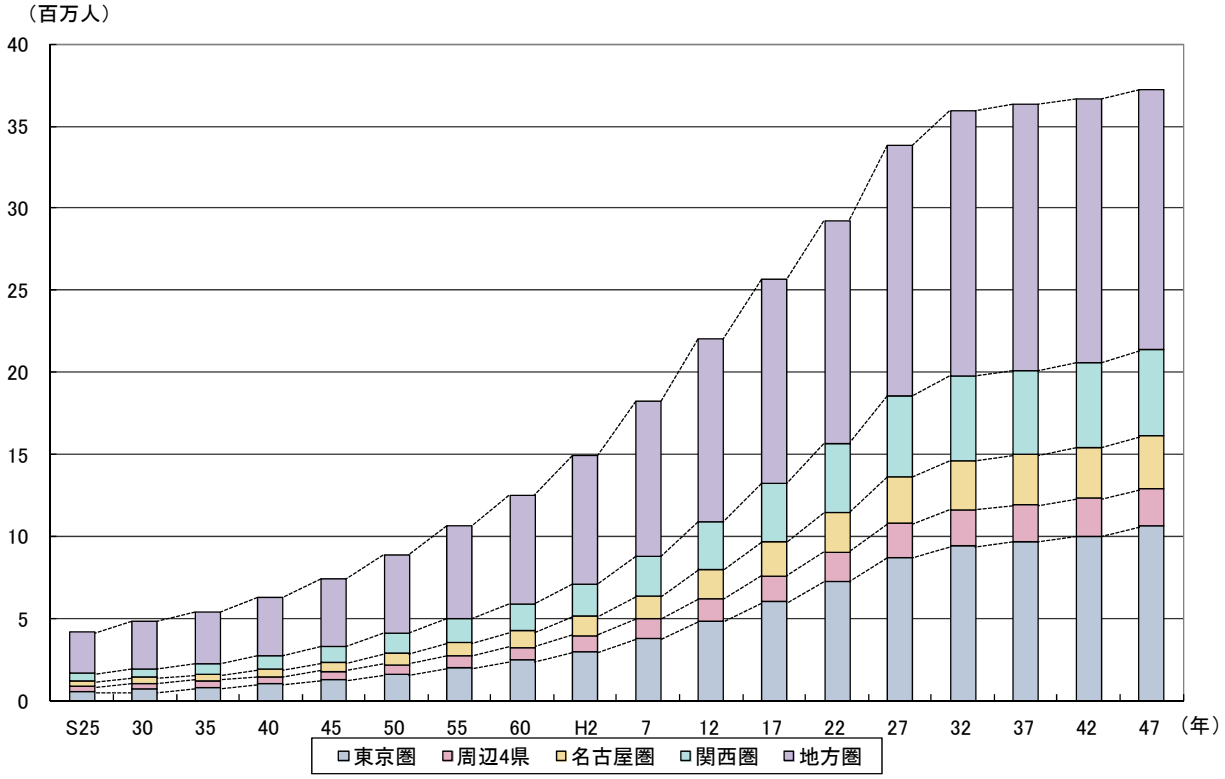

資料：平成22年までは「国勢調査」（総務省）、平成27年以降は「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年５月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）により国土交通省都市局作成

図表 1-2-4　東京圏とその他地域における高齢者人口の増加量と増加率（平成 17 年→平成 47 年）

	増加量(千人)	増加率
東京圏	4,615	77.0%
周辺 4 県	708	44.9%
関西圏	1,686	47.4%
名古屋圏	1,114	53.3%
地方圏	3,455	27.7%
全国	11,577	45.1%

資料：平成17年は「国勢調査」（総務省）、平成47年は「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年５月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）により国土交通省都市局作成

また、高齢化率について市町村単位で推計してみると、首都圏全域で上昇しており、特に、首都圏の郊外部においては、平成 47 年には４割に達する地域が多数発生する結果となる。一方で、東京 23 区においては、平成 17 年時点でおおむね２割未満であった高齢化率が、平成 47 年には３割程度まで上昇する結果となる（図表 1-2-5）。

図表 1-2-5　高齢化率の将来推計（平成 17 年→平成 47 年）

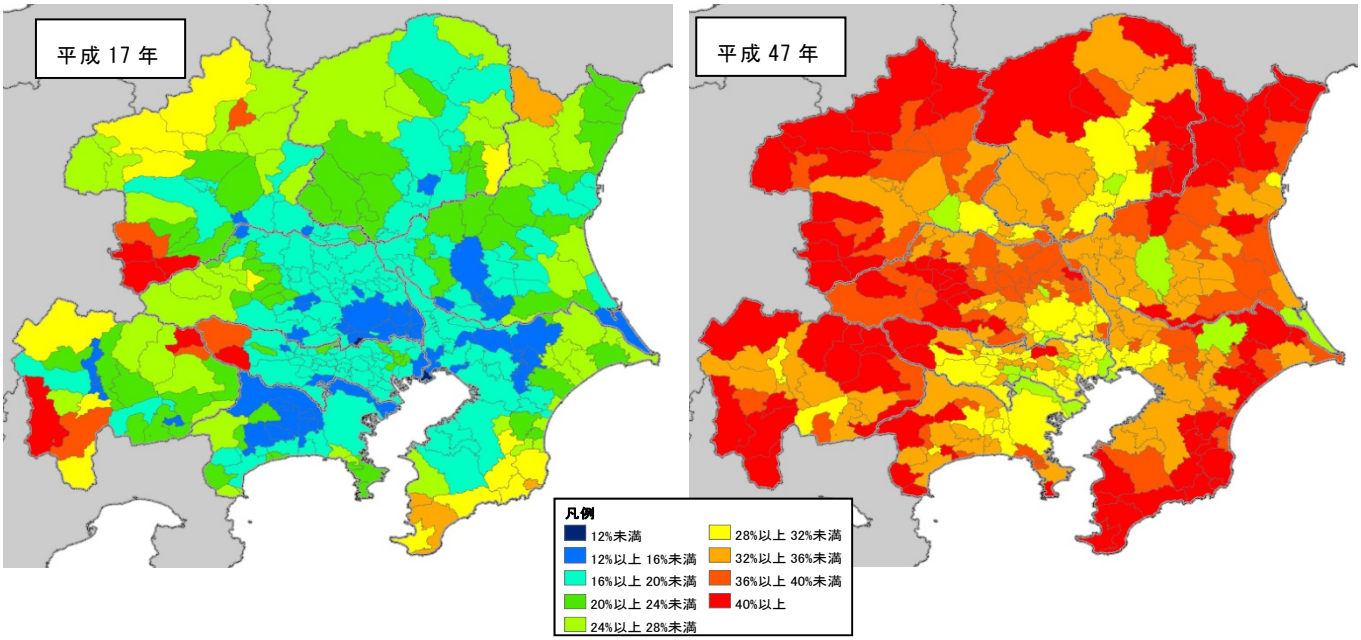

資料：「国勢調査」（総務省）、「将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）により国土交通省都市局作成
なお、市区町村界については、平成23年11月11日現在の市区町村毎に集計している

４．近隣三県を中心とした高齢単独世帯数の急増

首都圏の 85 歳以上単独世帯数を市町村単位で平成 42 年まで推計してみると、神奈川県東部、千葉県西部、埼玉県南部の市町村において急増し、その一部では平成 17 年の 6 倍以上になるという結果となる。高度経済成長期に大量の転入超過のあった地域において一定の年齢層の人口が一斉に高齢化し、今後、85 歳以上単独世帯数が急増する様子がうかがわれ、福祉・生活支援サービスの需給ひっ迫や空き家・空き宅地化等の問題の発生に注視する必要がある。(図表 1-2-6)。

図表 1-2-6　首都圏における 85 歳以上単独世帯数変化率

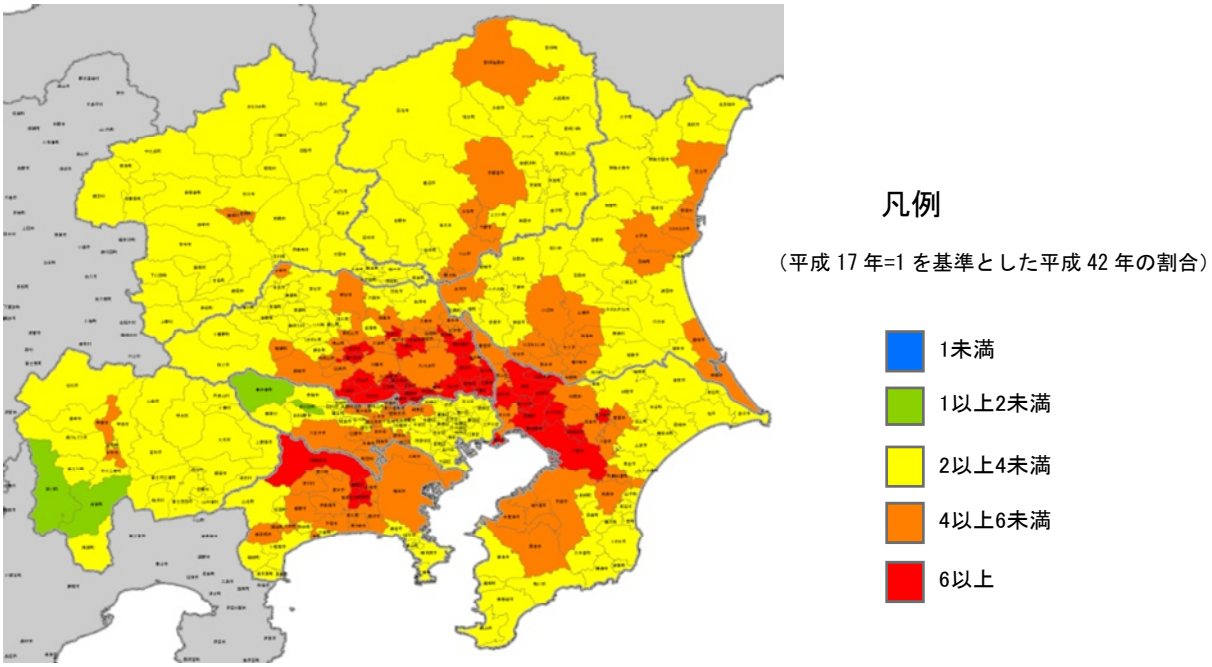

注　：平成20年12月推計の市区町村別将来人口推計結果に、各都道府県の85歳以上性別単独世帯主率を乗じて推計している。
なお、市区町村界については、平成23年11月11日現在の市区町村毎に集計している。

資料：「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月推計）、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（ともに国立社会保障・人口問題研究所）により国土交通省都市局作成

第３節　首都圏のＤＩＤ縮退の可能性

首都圏は、戦後とりわけ高度経済成長期に激しい都市化を経験し、過去 60 年間で人口が約 2.3 倍となった。戦後、首都圏の市街地はおおむね一貫して外縁化を続けてきたが、我が国の人口が減少局面に入った中で、首都圏の人口も減少局面に入るのは確実であり、それに伴いＤＩＤ（Densely Inhabited District：人口集中地区）[5]が縮退することが考えられる。ＤＩＤの縮退は、空き家や空き宅地の増加等、地域の魅力を減少させる現象を引き起こす一つの要因となることが懸念される。

１．拡大してきた東京大都市圏ＤＩＤ

昭和 35 年に東京 23 区のＤＩＤから独立して郊外の主要駅周辺に点在していたＤＩＤは、主に鉄道路線に沿ってその範囲が広がっていき、平成 17 年までの間に東京 23 区のＤＩＤと繋がって、広域に連担した大規模な市街地が形成された（図表 1-3-1）。このように人口集積が進んだ結果、ＤＩＤの人口密度基準である 4,000 人／km^2 以上の人口密度を有する面積規模でみると、東京を中心とした大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の大部分、並びに茨城県、栃木県及び群馬県の一部にまたがる範囲）は、ニューヨークに次ぐ規模の都市圏へ成長[6]した。

図表 1-3-1　東京大都市圏ＤＩＤの変遷

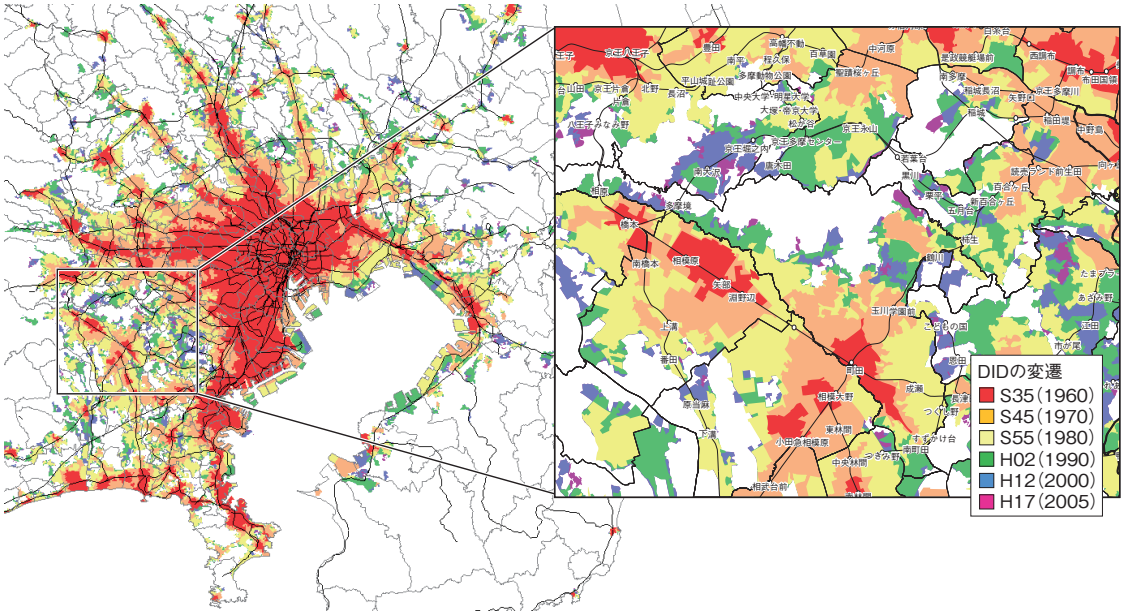

資料：国土数値情報・人口集中地区データにより国土交通省都市局作成

---

[5] 国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、①原則として人口密度が１平方キロメートル当たり 4,000 人以上(密度基準)の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する(規模基準)地域。
なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が２分の１以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含めている。(総務省ＨＰより抜粋。)

[6] 「Demographia World Urban Areas(World Agglomerations)」(平成 23 年４月）の調査による。

図表 1-3-2　首都圏におけるＤＩＤ面積の推移

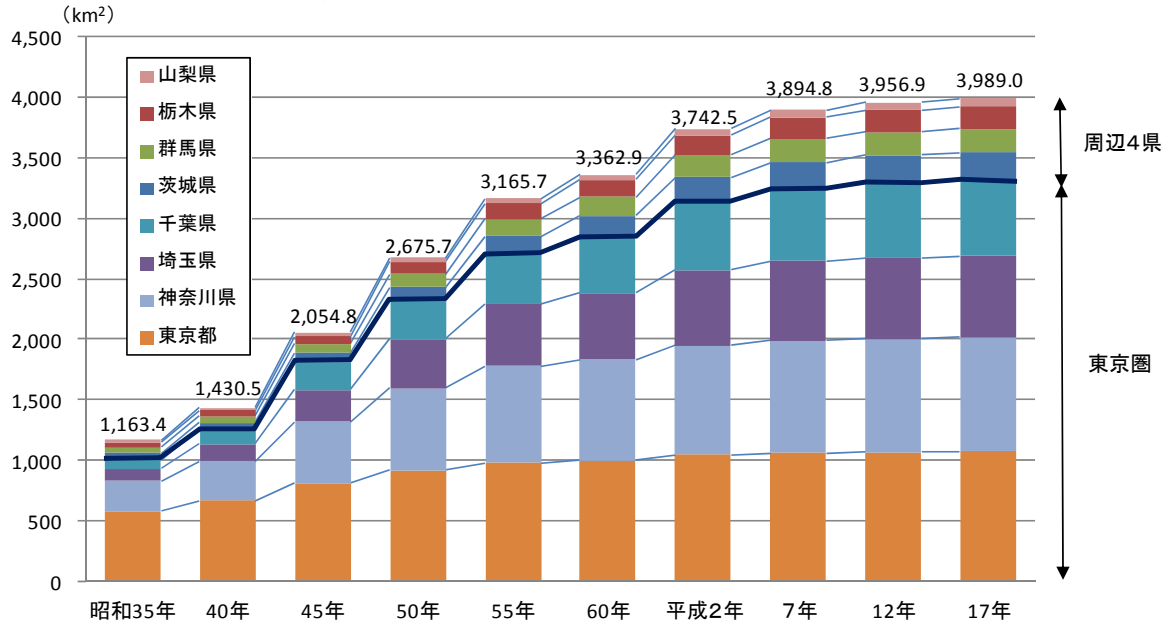

資料：「国勢調査」（総務省）（昭和35年～平成17年）より国土交通省都市局作成

しかしながら、そのＤＩＤ拡大のスピードは徐々に鈍化する傾向がみられ、東京圏のＤＩＤ面積は、平成７年頃から微増で推移している（図表 1-3-2）。首都圏でみた場合も同様の傾向にある。

２．東京大都市圏ＤＩＤ縮退の可能性

500ｍメッシュ単位で将来人口を推計[7]してみると、平成 17 年から平成 47 年までの 30 年間に 300 人以上減少するメッシュが、東京 23 区周辺の市町村を中心に東京を中心とした大都市圏のＤＩＤに広範に広がっている（図表 1-3-3）。

平成 17 年に 500m メッシュ当たり 1,000 人以上[8]だったメッシュが、平成 47 年に 1,000 人未満になり、ＤＩＤの人口密度基準を満たさなくなると推計されたメッシュは、東京を中心とした大都市圏のＤＩＤ外縁部を中心に多数分布している。当該ＤＩＤ外縁部は比較的新しくＤＩＤとなった地域であり、今後の人口減少プロセスにおいて、このＤＩＤ外縁部を中心にＤＩＤが縮退する可能性が示唆される（図表 1-3-4）。

[7] 平成 17 年国勢調査における分割地域メッシュの区分方法の１つである２分の１地域メッシュ（一辺の長さ約 500m）による人口データ（性別・年齢５階層別人口）を現在人口とし、国立社会保障・人口問題研究所が設定した生残率、純移動率、子ども女性比及び０～４歳性比の市区町村別仮定値データを用いて、コーホート要因法により平成 47 年人口を推計

[8] ＤＩＤの人口密度基準（国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、原則として人口密度 4,000 人／km2 以上）を 500m メッシュに当てはめると、１メッシュ当たり 1,000 人以上がＤＩＤとなる

図表 1-3-3　平成 17 年から平成 47 年までの 500m メッシュ人口増減推計

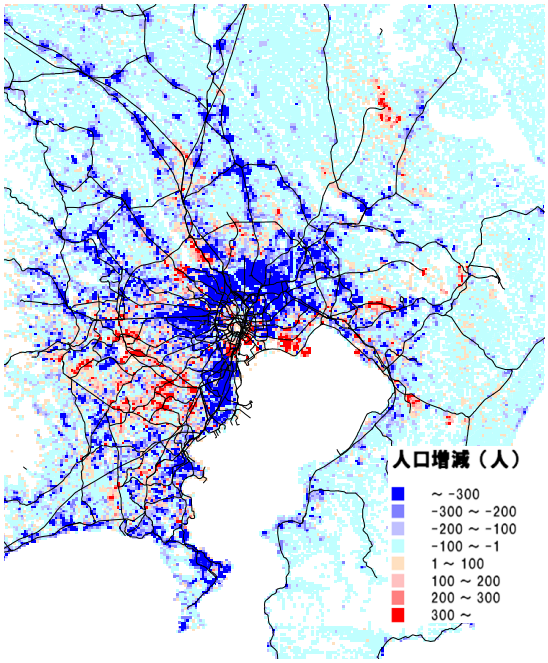

図表 1-3-4　千人未満／500mメッシュ推計分布（平成 47 年）[5]

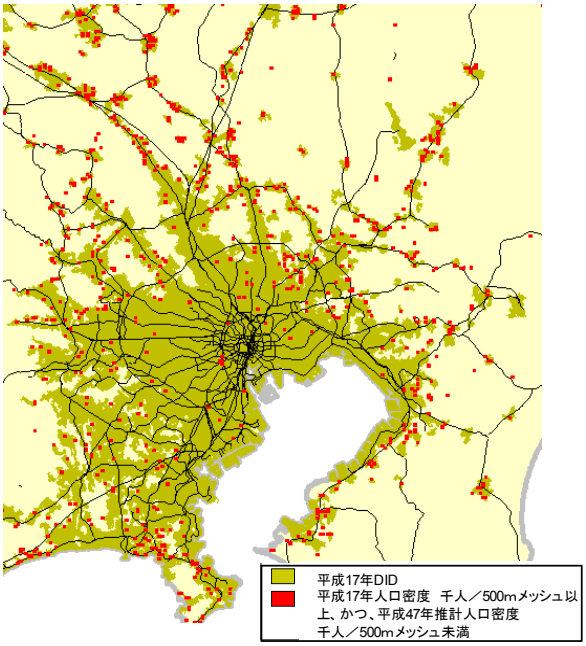

資料：平成17年国勢調査２分の１地域メッシュの人口データ、国土数値情報・人口集中地区データ（以上総務省）、市町村別仮定値データ（国立社会保障・人口問題研究所）より国土交通省都市局作成

３．空き家等の増加の懸念

首都圏においては、高度経済成長期の人口流入の受け皿として、多摩ニュータウン、港北ニュータウンといった郊外部の大規模な住宅開発が行われてきた。

首都圏における新設住宅着工戸数のピークは高度経済成長期の末頃の昭和 47 年にあり、70 万戸を超えていた。その後 40～50 万戸で推移し、昭和 62 年に再びピークを形成し、70 万戸に近づいた。その後、緩やかに減少し、平成 12 年以降は 40 万戸半ばで落ち着いている（図表 1-3-5）。

このように住宅が供給されてきた一方で、首都圏の住宅ストック数は世帯数を上回っている[9]。空き家等の増加は、防犯上や防災上の問題に繋がる可能性があるため、ＤＩＤ縮退に伴う世帯数の減少が空き家等の増加をもたらさないような対策が必要である。

[9] 首都圏の住宅ストック数及び世帯数は、それぞれ約 1,990 万戸（平成 20 年住宅・土地統計調査（総務省））、約 1,850 万世帯（平成 22 年国勢調査）

図表 1-3-5 新設住宅着工戸数

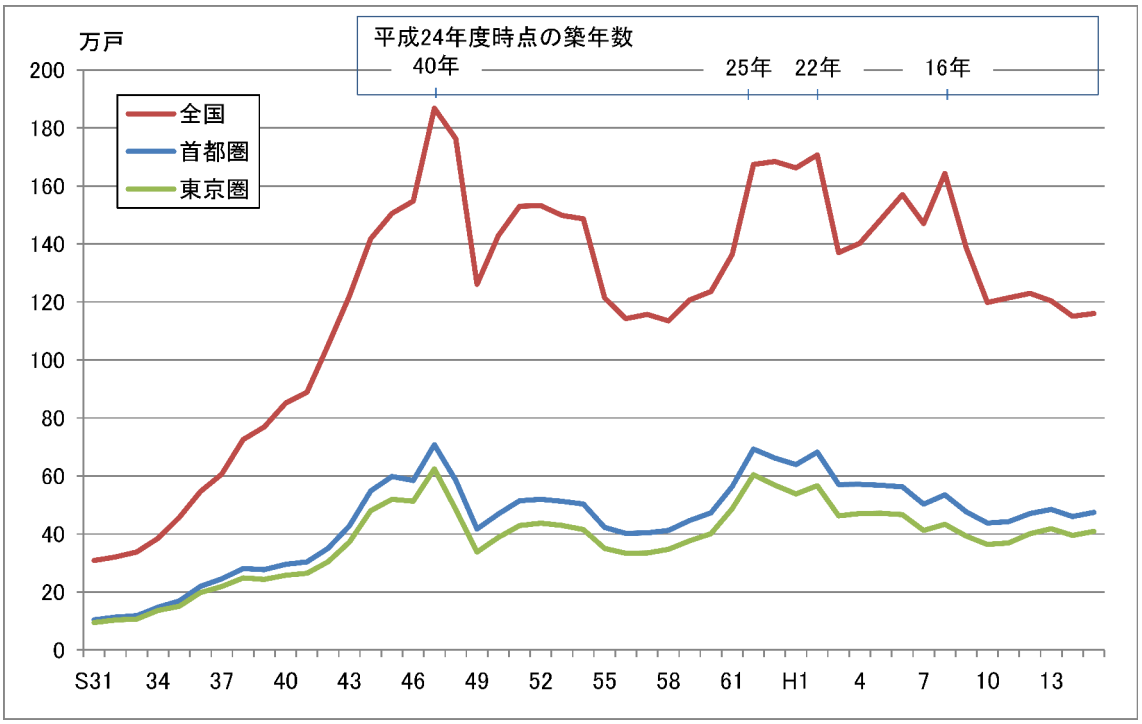

資料：「日本の長期統計系列」（総務省）により国土交通省都市局作成

第４節　東京圏の社会資本の老朽化

戦後の経済復興及び高度経済成長を背景に東京圏には多くの社会資本が整備されている。厳しい財政状況が続き、人口が減少していく社会においても、国際競争力の強化、国民の安全・安心を確保などのため、老朽化した社会資本の計画的・効率的な維持管理・更新は重要な課題である。

１．社会資本ストックの大量更新時期の到来

東京圏の市町村の普通建設事業費等は 1993 年（平成５年）の 2.4 兆円をピークに減少してきているが、過去に建設された大量の社会資本ストックは、順次更新の時期をむかえる（図表 1-4-1、図表 1-4-2）。その更新時期のピークは、東京圏全体では 2034 年（平成 46 年）～2039 年（平成 51 年）頃と見込まれる。更新費を人口一人当たりでみると、人口減少の影響も加わり、2035 年（平成 47 年）には 2010 年（平成 22 年）と比較して 1.7 倍になる見込みである（図表 1-4-3）。また、一人当たりの累積更新費（2010 年（平成 22 年）から 2050 年（平成 62 年）までの合計）を市区町村単位でみると、神奈川県、千葉県南部、千葉県北部といった地域において大きくなる傾向がみられる（図表 1-4-4）。

図表 1-4-1　東京圏の市町村の普通建設事業費等の推移

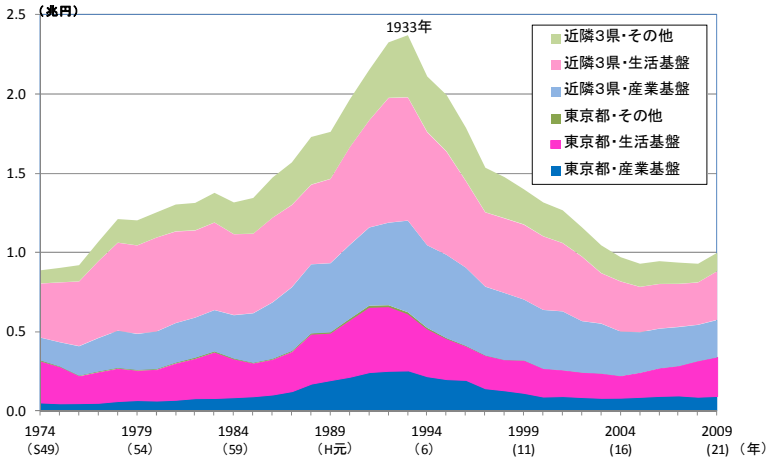

図表 1-4-2　東京圏の市町村の社会資本の将来更新費の推移

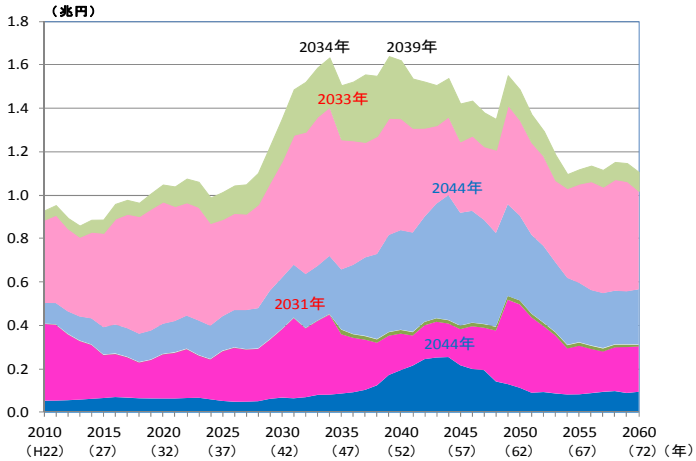

＜推計方法＞
社会資本の対象：市町村事業のうち、対象分野（右表）の社会資本
更新費の推計：耐用年数（右表）を迎えると除却し、再び同等のものを造ると想定して推計し作成。なお、維持管理費・災害復旧費・将来の新設費は考慮していない。
耐用年数：「日本の社会資本 2007」の設定に準拠。ただし、公共賃貸住宅は内閣府調査の設定を使用。
デフレータ：「日本の社会資本 2007」の分野別デフレータ（2000 暦年基準）を使用。2004 年以降は、「国民経済計算」における一般政府総固定資本形成のデフレータを 2009 年まで用いた。
資料：「地方財政状況調査」（1974 年（昭和 49 年）～2009 年（平成 21 年））（総務省）の市町村別普通建設事業費（単独事業費・補助事業費の合計）により国土交通省都市局推計。ただし、データが取得できない 1973 年（昭和 48 年）以前は、1974（昭和 49 年）～78 年（昭和 53 年）の年平均変化率で 1950 年（昭和 25 年）まで外挿。

区分	対象分野	耐用年数
産業基盤	道路	51
	港湾	49
	航空	16
生活基盤	公共賃貸住宅	56
	下水道	57
	廃棄物処理	40
	都市公園	43
	学校	39
	社会教育施設	41
その他	治水	85
	治山	50
	海岸	30
	農業	44
	林業	49
	漁業	50

図表 1-4-3　東京圏の社会資本ストックの一人当たりの更新費の推移（2010 年（平成 22 年）比）

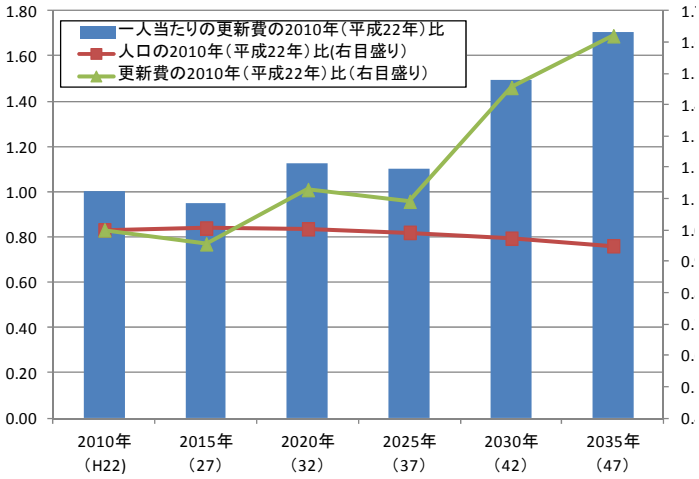

注　：更新費の推計方法は上記のとおり。

資料：将来推計人口は「日本の都道府県別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）、更新費は「地方財政状況調査」（総務省）をもとに国土交通省都市局が推計し作成

図表 1-4-4　東京圏の社会資本ストックの一人当たりの累積更新費（2010 年（平成 22 年）－2050 年（平成 62 年）の合計）

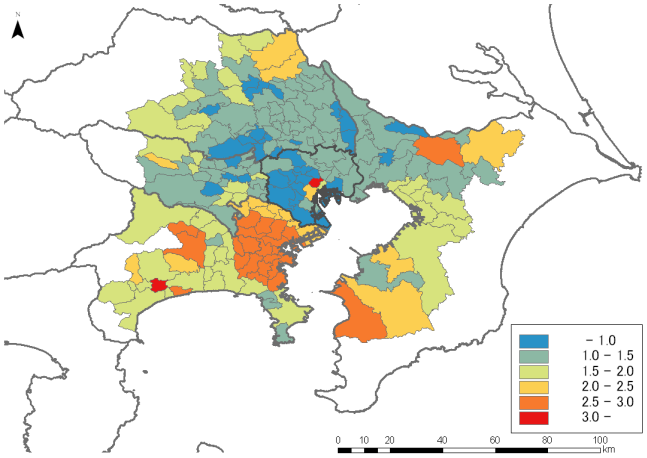

注１：図表 1-4-4 の「東京圏」は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の既成市街地及び近郊整備地帯のこと。

注２：上記方法で推計した 2010 年（平成 22 年）から 2050 年（平成 62 年）までの更新費の合計を 2010 年（平成 22 年）時点の人口で割った値

資料：将来推計人口は「日本の都道府県別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）、更新費は「地方財政状況調査」（総務省）をもとに国土交通省都市局が推計し作成

第５節　首都圏における環境負荷の増大

持続可能で魅力ある首都圏の形成には、生物多様性保全、地球温暖化対策などの地球規模の課題や、ヒートアイランド現象などの都市圏固有の課題について、都市環境の改善の面から取り組むことも求められている。

特に、都市環境の改善において重要な役割を担う首都圏の緑地については減少している状況であり、保全、再生の推進が必要である。

１．首都圏における緑地の動向

国土数値情報により、昭和 51 年から平成 18 年までの 30 年間の首都圏における緑地の動向をみると、緑地は減少傾向にあり、そのうち森林については約６％、農地については約 12％減少している。

特に、東京圏においては、森林については約 11%、農地については約 18%減少しており、その減少の割合は首都圏を大きく上回っている。なお、無秩序な市街地化等を防止するためなどに指定されている近郊緑地保全区域においては、その他の区域に比べ、緑地が維持されている状況である。（図表 1-5-1、1-5-2）。

図表 1-5-1　首都圏における森林の減少
（昭和 51 年→平成 18 年）

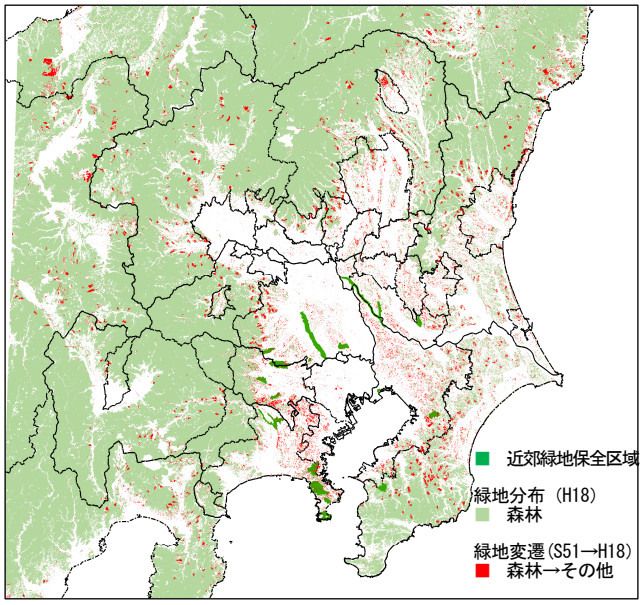

図表 1-5-2　首都圏における農地の減少
（昭和 51 年→平成 18 年）

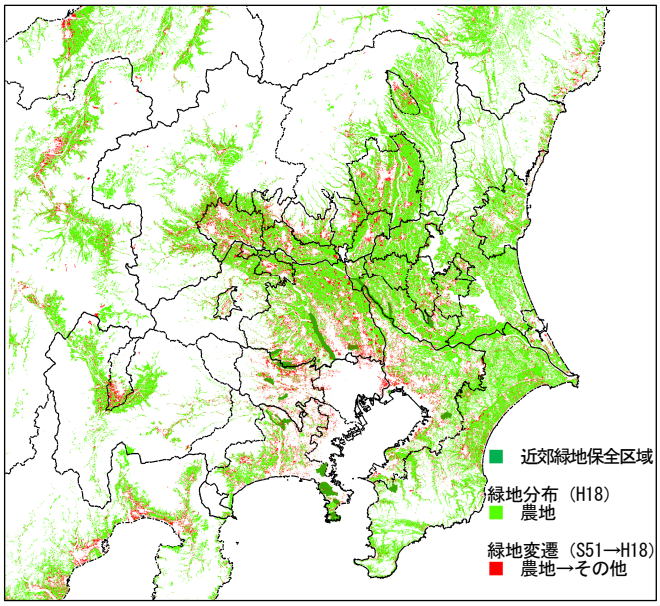

注　：緑地とは、「国土数値情報」において森林・農地・荒地・河川湖沼海浜と分類されるものの合計と定義している。
資料：「国土数値情報」（国土交通省国土政策局）などにより国土交通省都市局作成

２．首都圏における気温上昇及び CO2 排出量の動向

「ヒートアイランド対策マニュアル～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～」（環境省）によれば、気温が 30℃以上となる５年間の年間平均時間数の分布について、東京周辺では、20 年前の約２倍となっていることがわかる（図表 1-5-3）。その要因としては、地球温暖化による気温上昇に加え、ヒートアイランド現象も影響を及ぼしているものと考えられている。

また、首都圏における CO2 排出量の推移をみると、全国と同様に増加傾向にあり、平成 21 年度は、京都議定書における削減目標の基準年である平成 2 年度と比較して 5.9%増加している（図表 1-5-4）。

平成 21 年度における首都圏での CO2 排出量は、我が国全体の約 28%と高い割合を占めており、首都圏においても一層の CO2 削減に向けた対策が求められる（図表 1-5-5）。

図表 1-5-3　首都圏における 30℃以上の合計時間数の分布（５年間の年間平均時間数）

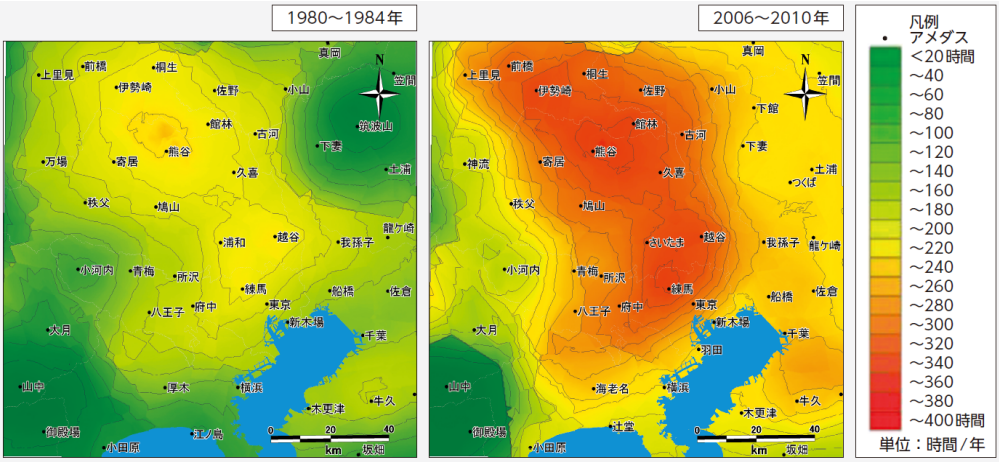

資料：「ヒートアイランド対策マニュアル～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～」（環境省）により国土交通省都市局作成

図表 1-5-4　CO2 排出量の推移

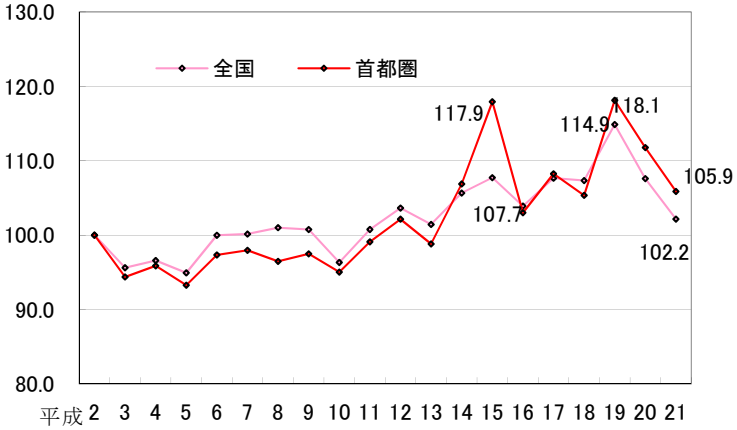

資料：「都道府県別エネルギー消費統計」（経済産業省）により国土交通省都市局作成

図表 1-5-5　CO2 排出量の圏域別シェア（平成 21 年度）

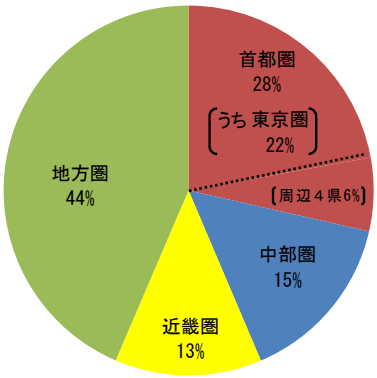

注　：図表1-5-5の「中部圏」は長野県、岐阜県、愛知県、静岡県、三重県。また、「近畿圏」は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県。

資料：「都道府県別エネルギー消費統計」（経済産業省）により国土交通省都市局作成

３．大都市圏に関する世論調査

内閣府が平成 22 年７月に実施した「大都市圏に関する世論調査」[10]において、「大都市圏の緑地についてどうあるべきか」を調査したところ、「保全するだけでなく、増やしていく」が 46.1%と最も高く、「現在より減らないよう保全していく」(44.4%)、「保全をしても、ある程度減るのは仕方ない」(6.8%)、「特に保全する必要はない」(1.2%) と続いている（図表 1-5-6)。

また、「大都市圏で緑地を守り育てるためには、行政がどのような取組を行うことが有効だと思いますか」という質問に対しては、「公園・広場・街路樹などを増やす」が 53.1%と最も高く、「緑地の保全、緑化の推進を図るための計画をつくる」(52.0%)、「住民の緑化意識を高める普及活動を推進する」(38.7%)、「教育の場などで環境学習を推進する」(38.6%) と続いている（図表 1-5-7)。

図表 1-5-6　大都市圏の緑地に関する世論調査「大都市圏の緑地についてどうあるべきか」

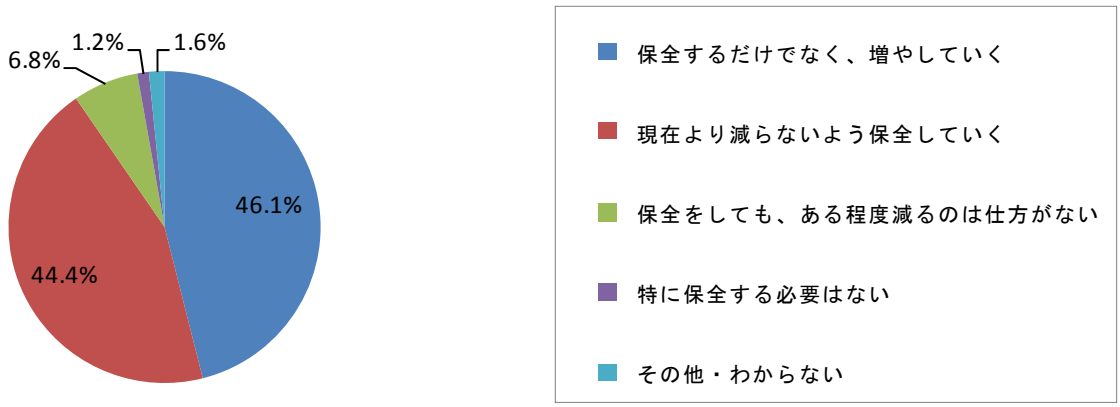

資料：「大都市圏に関する世論調査」(内閣府)により国土交通省都市局作成

図表 1-5-7　大都市圏の緑地に関する世論調査「大都市圏で緑地を守り育てるためには、行政がどのような取組を行うことが有効だと思いますか」

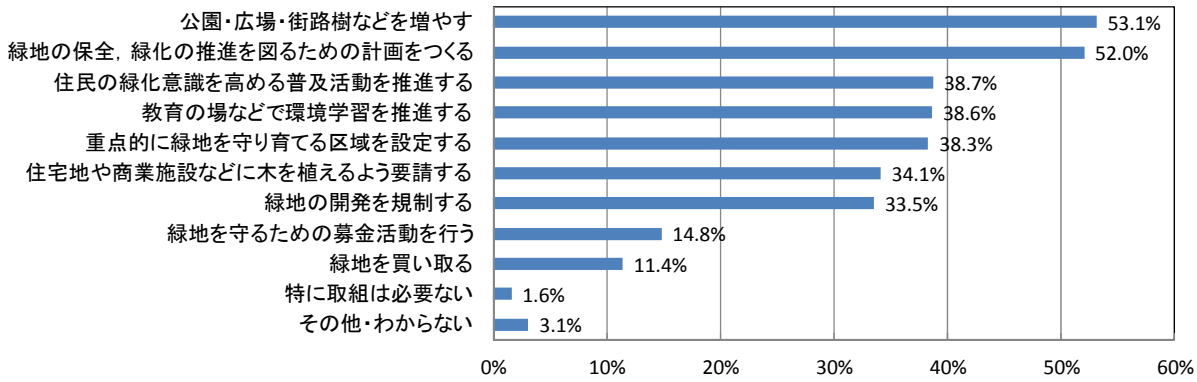

資料：「大都市圏に関する世論調査」(内閣府)により国土交通省都市局作成

[10] 「大都市圏に関する世論調査」における「大都市圏」は東京圏、関西圏、名古屋圏を指している。

第６節　東日本大震災の首都圏への影響

平成 23 年 3 月 11 日(金)14 時 46 分に三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」が発生し、首都圏においても、茨城県、栃木県で震度 6 強を観測するなど、強い揺れを観測し、公共施設の損壊、ライフラインの途絶等により、国民生活に大きな影響を及ぼした。現在、復興・復旧にむけた作業が進んでいるが、依然として厳しい状況に置かれている地域や産業があり、引き続き復興・復旧に向けた取り組みが求められている。また、東日本大震災はこれまでの災害対策に多くの教訓を残したため、新たな災害対策の検討が進められている。

１．都市活動への影響

（１）人の移動の変化

東日本大震災は首都圏の公共交通の運行に大きな影響を与えた。首都圏の鉄道は、地震発生直後に全面的に運休したほか、その後の福島第一原子力発電所の事故発生に伴う計画停電のため、運休や間引きによる運転を行うことになった。

首都圏の鉄道旅客利用者数についてみると、３月の利用者数が前年と比較して大幅に減少している。４月以降回復してきているが、６月以降はおおむね横ばいで、前年の水準を下回る傾向が続いている（図表 1-6-1）。

図表 1-6-1　鉄道旅客利用者数

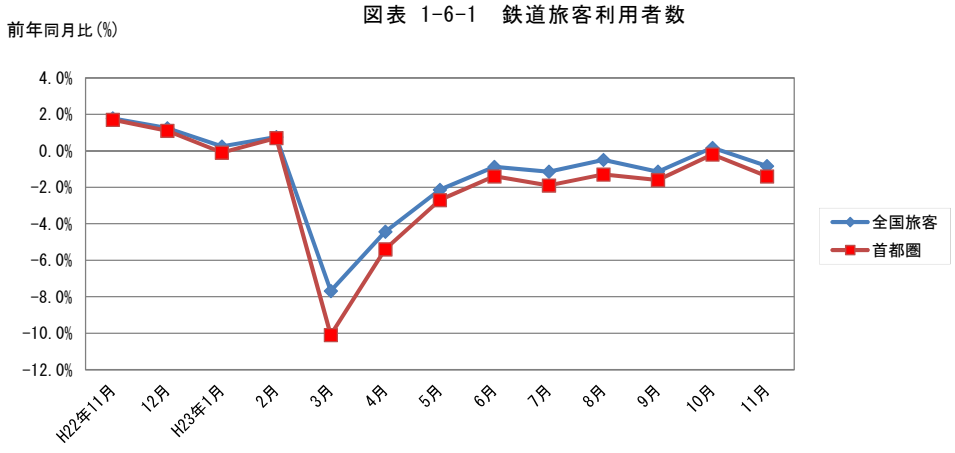

資料：鉄道輸送統計月報（国土交通省総合政策局）、関東輸送動向概要（関東運輸局）により国土交通省都市局作成

（２）物の移動の変化

東日本大震災の影響により首都圏の物流も停滞した。生産設備の損壊や電気、ガス、水道等ライフラインの途絶等による生産活動の低下、ガソリン不足による輸送能力の低下、さらには福島第一原子力発電所の事故発生に伴う農林水産物等の風評被害などが、首都圏の物流に大きな影響を及ぼした。

首都圏の貨物輸送トン数についてみると、３月は鉄道貨物、特積みトラック貨物ともに前年と比較して大幅に減少している。４月以降回復してきているが、特積みトラック貨物の回復状況に比べて、鉄道貨物の回復が遅れている。また、特積みトラック貨物は５月以降おおむね前年を上回る水準で推移しているのに対し、鉄道貨物は前年の水準を下回る傾向が続いている（図表 1-6-2）。

図表 1-6-2　貨物輸送トン数

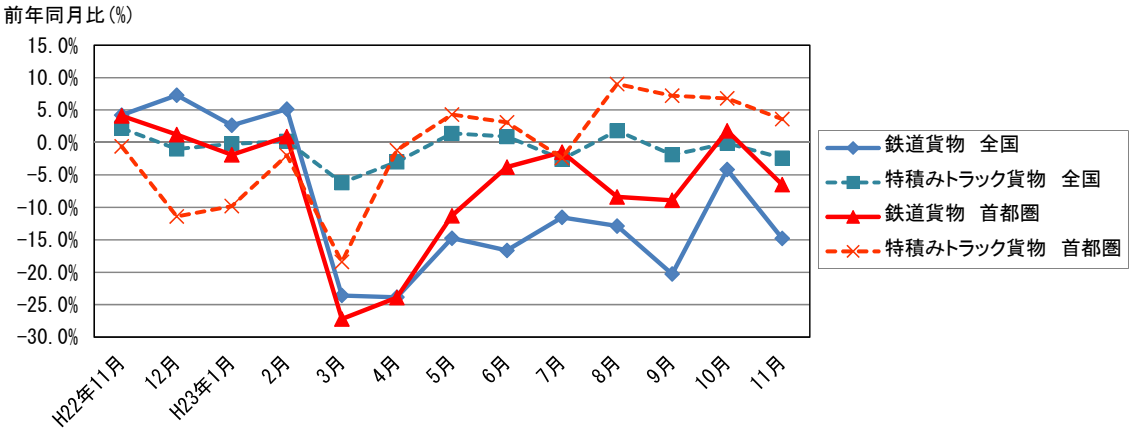

資料：鉄道輸送統計月報・トラック輸送情報（国土交通省総合政策局）、関東輸送動向概要（関東運輸局）により国土交通省都市局作成

（３）消費活動の変化

東日本大震災は東京圏における消費活動にも大きな影響をもたらした。地震発生後に一時的なまとめ買いの行動がみられたものの、品薄による支出の減少、消費マインドの低下、自粛ムードのまん延により、それまでゆるやかな持ち直しの動きがみられていた個人消費は大幅に落ち込んだ。

内閣府「消費動向調査」によれば、平成 23 年３月の関東地域の消費者態度指数(一般世帯)は 38.8 となり、前月比で 3.1 ポイントの大幅な低下幅となった。この低下幅は、北海道・東北地域より大きく、全国で最大の低下幅であった。

東京圏の大型小売店販売の動向をみると、東日本大震災により３月の百貨店の販売額が前年と比較して大幅に減少した一方、スーパーの販売額に大幅な減少はみられなかった。４月に百貨店の販売額は大きく回復したが、その後は百貨店、スーパーともに前年の水準を下回る傾向が続いている（図表 1-6-3）。

図表 1-6-3　大型小売店販売の動向

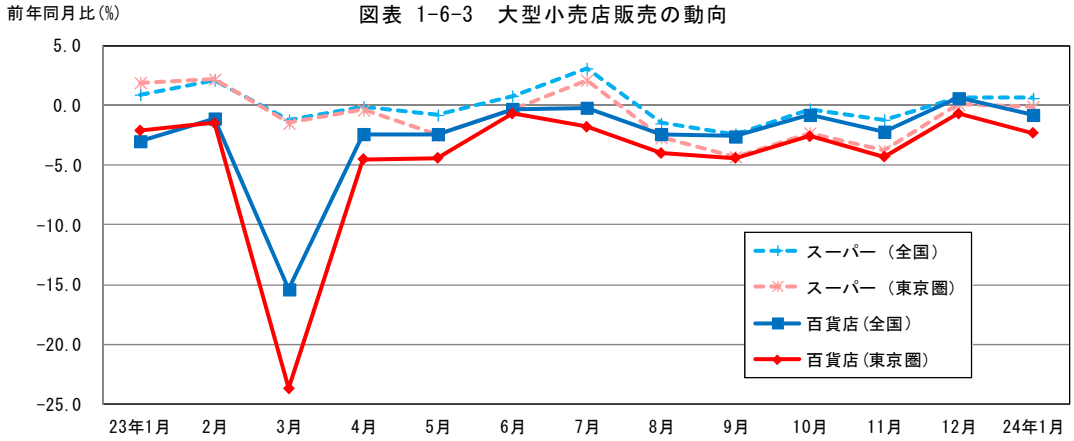

注　：この統計における百貨店及びスーパーとは、従業員50人以上の商店であって次に該当するもの。
(1)百貨店：日本標準産業分類の百貨店、総合スーパーのうち、(2)のスーパーに該当しない商店であって、かつ売場面積が特別区及び政令指定都市で3,000㎡以上、その他の地域で1,500㎡以上の商店。
(2)スーパー：売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している商店であって、かつ売場面積が1,500㎡以上の商店。
資料：大型小売店の動向(関東経済産業局)により国土交通省都市局作成

２．企業活動への影響

（１）生産活動の変化

東日本大震災は企業の生産活動へも大きな影響を与えた。地震による建屋・生産設備の損壊などの直接的な被害によるもののほか、電気、ガス、水道等ライフラインの途絶、サプライチェーン寸断による部品調達難といった間接的な被害も大きかった。

首都圏の鉱工業生産指数をみると、東日本大震災の影響により３月の指数値は前月と比較してすべての都県で低下している。特に茨城県の指数値は２月の 99.1 から３月の 61.0 へと 38.4%減の大幅な低下となり、過去最大の低下幅となった。４月以降、企業の生産活動が回復するにしたがって、茨城県、群馬県、東京都、山梨県は東日本大震災前と同水準まで回復しつつあるが、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県は東日本大震災前の水準を下回る傾向が続いている（図表 1-6-4）。

図表 1-6-4　首都圏鉱工業生産指数

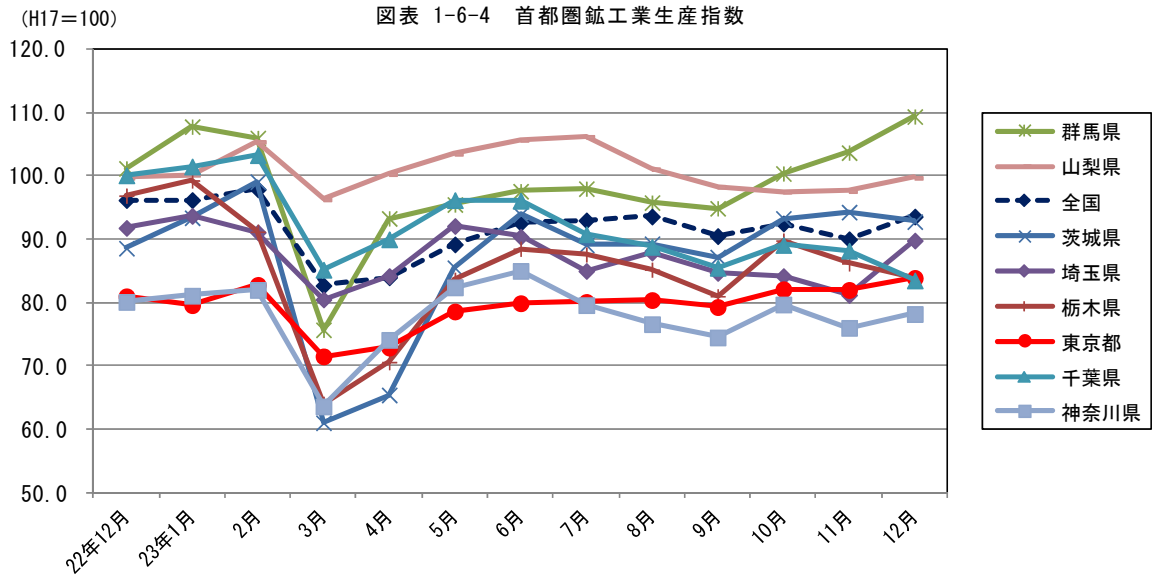

資料：都県別鉱工業生産指数(関東経済産業局)により国土交通省都市局作成

（２）福島第一原子力発電所の事故による影響

東京商工会議所の調査によれば、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染にともなう風評被害の影響について、影響があったと回答した企業は全体の４割程度であり、（図表 1-6-5、1-6-6）影響があったと回答した企業の業種は多様であった。福島第一原子力発電所では原子炉が冷温停止状態に達し事故そのものは収束に至ったとされているが、本事故の及ぼす影響の収束については今後も引き続き注視していく必要がある。

図表 1-6-5　風評被害による影響の有無

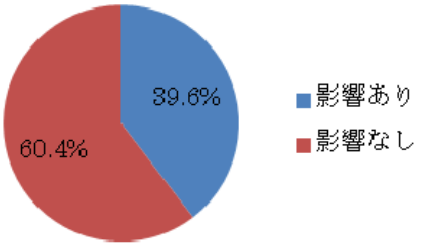

図表 1-6-6　風評被害を受けた企業の業種別構成比

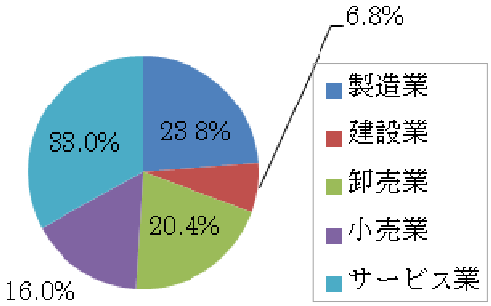

資料：「東日本大震災にともなう企業活動への影響について」調査結果（東京商工会議所）

３．首都圏の防災機能強化の取り組み

（１）災害対策の強化

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた地震・津波が発生し、これまでの災害対策に多くの教訓を残した。

中央防災会議は「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」を設置し、平成 23 年 9 月 28 日に報告をとりまとめた。これを踏まえ、平成 23 年 12 月 27 日に我が国の災害対策の根幹をなす計画である防災基本計画が修正された。中央防災会議では、引き続き災害対策の充実・強化に向けた検討が続けられている。

首都圏の都県においても災害対策の強化が進められている。都県の災害対策の根幹をなす計画である地域防災計画は、すべての都県で修正されているか修正見込みであり、津波対策（海岸線を有する都県）、帰宅困難者対策や広域避難対策等はすべての都県の地域防災計画に反映されている（図表 1-6-7）。

図表 1-6-7　各都県の地域防災計画の見直しの状況

都県名	時期	見 直 し 状 況
茨城県	H24.3	「茨城県地域防災計画」修正
栃木県	H24.秋頃	「栃木県地域防災計画(震災対策編)の修正骨子(素案)」を策定(H24.2)
群馬県	H24.1	「群馬県地域防災計画」修正
埼玉県	H23.11	「埼玉県地域防災計画」修正
千葉県	H24.夏頃	「千葉県地域防災計画修正の基本方針」を決定(H24.2)
東京都	H24.秋頃	「東京都防災対応指針」を策定(H23.11)
神奈川県	未定	「神奈川県地域防災計画修正素案」を策定(H23.12)
山梨県	H23.12	「山梨県地域防災計画」修正

資料：都県の情報により国土交通省都市局作成

（２）津波対策

首都圏では海岸線のほぼ全域で津波が観測された。なかでも茨城県及び千葉県東部の太平洋沿岸では高い津波が観測された。この津波により、複数の死者、行方不明者が出たほか、家屋の損壊、漁船の流出、宅地・農地の冠水、港湾施設等の公共施設の損壊などの被害が発生した。

想定をはるかに超える津波により甚大な被害が発生したことから、中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成 23 年 9 月 28 日）では津波対策として、津波警報等の情報伝達体制の充実・強化や地域防災計画と都市計画の連携等について提言している。

また、「減災」の視点に立ち、最大クラスの津波を対象に「逃げる」ことを前提として、ハード・ソフト施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するため、「津波防災地域づくりに関する法律」が平成 23 年 12 月に制定された。

（３）帰宅困難者対策

首都圏では広範囲にわたって強い揺れを観測し、鉄道の多くが運行を停止するとともに、道路においては大規模な渋滞が発生した結果、首都圏において約５１５万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生した（図表 1-6-8）。

首都圏での広範囲にわたる帰宅困難者の発生は、これまでも中央防災会議において指摘され、国や地方公共団体等においても対策を進めてきたが、３月 11 日に大量に発生した帰宅困難者による混乱は、首都直下地震発生時に備え、帰宅困難者対策を一層強化する必要性を顕在化させた。

そのため、内閣府及び東京都は、国、地方公共団体、民間企業等関係機関で設置した首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において広域的な帰宅困難者対策の検討を行っている。

同協議会において平成 24 年 3 月 9 日にとりまとめられた中間報告では、具体的

な取り組み内容として、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保などが示された(図表 1-6-9)。さらに、東京都では帰宅困難者対策条例が成立し、平成 25 年４月からの施行が予定されている。

また、帰宅困難者対策も含め、ターミナル駅周辺など都市機能が集積した地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備地域において官民の協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の措置を講ずる「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」が平成 24 年４月６日に公布され、７月上旬からの施行が予定されている。

図表 1-6-8　3 月 11 日の帰宅困難者数の推計

地震発生時の居場所	3月11日の帰宅困難者数	外出者(自宅外)人口に帰宅困難者が占める割合
東京都	約352万人	約40%
神奈川県	約67万人	約20%
千葉県	約52万人	約24%
埼玉県	約33万人	約14%
茨城県南部	約10万人	約16%
合計	約515万人	約30%

資料：首都直下地震帰宅困難者等対策協議会
中間報告参考資料

図表 1-6-9　帰宅困難者対策の具体的取組内容

- 一斉帰宅の抑制
- 一時滞在施設の確保
- 帰宅困難者等への情報提供
- 駅周辺等における混乱防止
- 徒歩帰宅者への支援
- 帰宅困難者の搬送

資料：首都直下地震帰宅困難者等対策協議会
中間報告により国土交通省都市局作成

（４）液状化対策

首都圏では１都６県に渡って少なくとも 96 市区町村に及ぶ極めて広い範囲で液状化現象が発生した。

液状化の発生箇所は、東京湾岸の京葉間および利根川下流域に集中している一方、川崎・横浜方面、那珂川や久慈川方面、利根川中流、鬼怒川・小貝川流域、古利根川流域にも散在している（図表 1-6-10)。液状化による噴砂、地盤沈下等により、多数の宅地が被害を受け、１都５県で少なくとも合計 25,728 件にものぼった（図表 1-6-11)。そのほか、下水道・マンホール等の損壊、生活道路の沈降・不陸の発生等、公共施設も広範囲・大規模に被災した。

国は、東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を被った地域において、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する事業として液状化対策推進事業を創設した。さらに、中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成 23 年９月 28 日）は、埋立地や旧河道などで地盤の液状化に伴う家屋被害が広範囲に発生していることから、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り着実に地盤改良を進めていくことなどが必要としている。

図表 1-6-10　関東地方の液状化発生箇所の分布

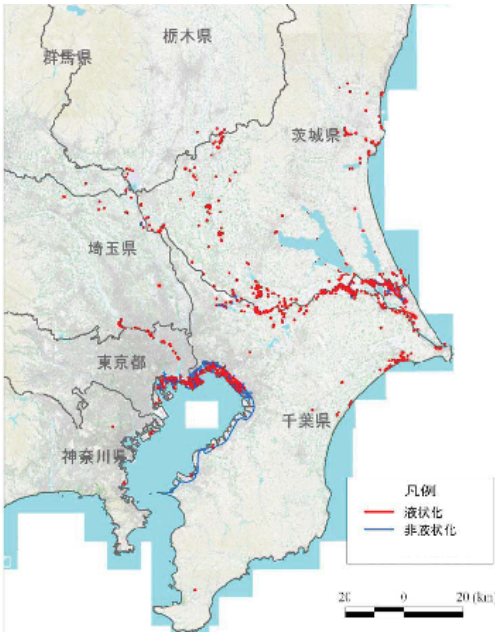

注　：「非液状化」は、調査の結果液状化による被害が確認されなかった箇所
資料：「東北太平洋沖地震による関東地方の地盤液状化現象の実態解明報告書」（関東地方整備局）

図表 1-6-11　関東地方の液状化による宅地被害

茨城県	6,751件
群馬県	1件
埼玉県	175件
千葉県	18,674件
東京都	56件
神奈川県	71件
合計	25,728件

資料：国土交通省都市局調べ（平成23年９月27日時点）

（５）長周期地震動対策

首都圏における特徴的な被害のひとつとして、長周期地震動による超高層建築物等の被害があげられる。

今回の地震では、東京都新宿区にある東京都庁第一本庁舎(高さ 243.4m、48 階建て)の 48 階では最大 65cm、工学院大学ビル(高さ 133.26m、28 階建て)の 29 階（屋上）でも 37cm の変位を観測し、天井板など内装材の剥落、スプリンクラーの破損等があった。

長周期地震動とは、一般に周期数秒以上のゆっくりとした揺れが長く続く地震動のことであり、震源の浅い海溝型巨大地震で発生し、関東平野のような堆積層の厚い地域で大きく増幅するとされる。地震動の卓越周期が超高層建築物等の固有周期に近いと、超高層建築物等の上層部の揺れは大きく増幅されることが知られている。

日本建築学会が推計した軒高別棟数では、高さ 60～100m では全国に対する関東平野の占める割合が約６割なのに対し、150～200m では約８割が関東平野に集中しており、首都圏において超高層建築物等の長周期地震動への対策が求められている（図表 1-6-12)。

図表 1-6-12　全国および関東平野の建物高さ別棟数分布

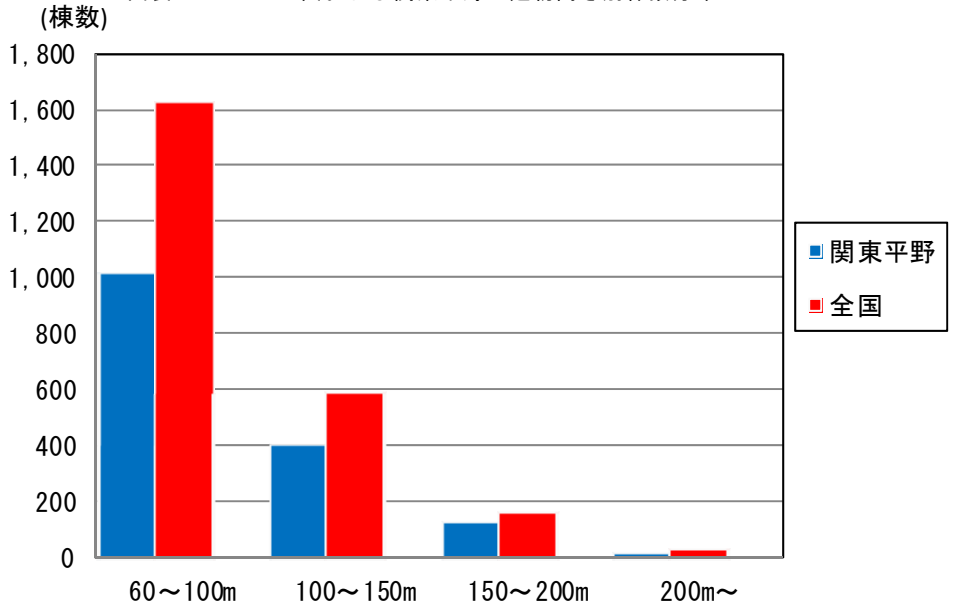

資料：「長周期地震動対策に関する日本建築学会の取り組み」（日本建築学会）により国土交通省都市局作成

（６）首都直下地震への対策

首都直下地震対策については、平成 17 年９月に「首都直下地震対策大綱」が中央防災会議において決定されるなど、従前より検討がなされてきている。そのような中、平成 24 年３月には、文部科学省より新たな震度分布図が公表され（図表 1-6-13）、平成 17 年の中央防災会議の検討ではほとんどみられなかった震度７の地域が点在する結果となるなど、新たな知見も得られるようになっている。

「防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針（案）」（平成 24 年３月 29 日中央防災会議決定）では、当面実施すべき首都直下地震対策について平成 24 年中頃にとりまとめる、とされており、新たな対策等について検討が進められている。

首都直下地震では都県を越えた広域的被害が想定されており、また、想定される被災の程度や社会経済的な影響が極めて大きいことから、首都圏全体を見据えた包括的な検討と十分な対策が求められる。

図表 1-6-13　文部科学省が公表した震度分布図の例

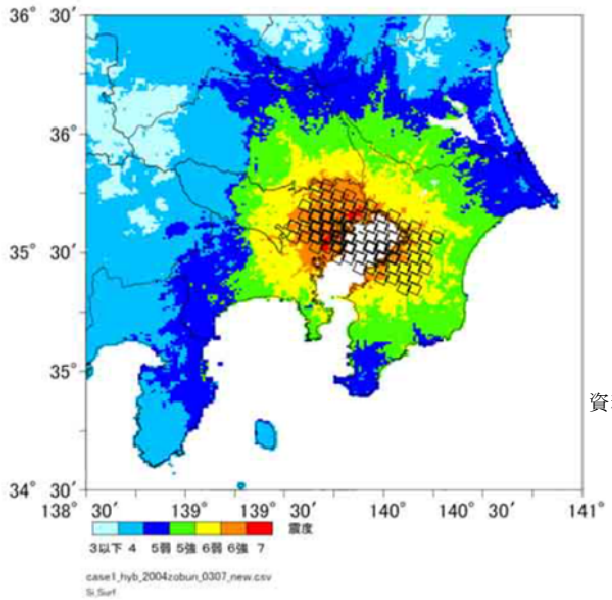

資料：首都直下地震防災・減災特別プロジェクトにおける震度分布図（文部科学省）

第８節　首都圏のさらなる魅力向上に向けて

１．豊かで活力ある持続可能な首都圏の形成

東京圏は高度経済成長期に地方圏からの若年人口の大量流入を受けて人口規模と都市規模を拡大してきた。都市規模が拡大しそれに伴い都市集積が高まったことで、東京圏は高い経済成長を実現し、日本全体の経済成長の原動力となった。

しかし、県民総生産等において東京圏の経済活力の低下傾向が見られる中、地方圏の若年人口減少などにより地方圏から東京圏への若年人口の転入はトレンドとして沈静化しているため、東京圏の生産年齢人口は 2000 年をピークとして大きく減少していく。一方、高度経済成長期に地方圏から大量に東京圏に流入した世代が高齢期に入るため、高齢者数は急激に増加することが見込まれている。そのため、労働力の減少と貯蓄率の低下により供給面で経済成長が抑制される懸念があると指摘されている。また、総人口の減少は消費者数の減少であるから、消費規模を縮小させる効果をもつうえ、一般に、高齢者世帯は勤労者世帯と比較して収入が低いことなどから高齢化は消費市場規模の縮小に拍車をかける恐れもあると指摘されている。また、消費需要規模が縮小し、長期化すれば、生産能力を拡大する投資活動意欲が減退し、投資需要をも減少させる恐れもある。こうして、東京圏の経済活力が長期的に低下した場合、東京圏の経済活力の低下は日本全国に影響を及ぼすことから、国全体の経済活力の長期的低下を招く恐れがある。東京圏の経済活力を今後も維持・向上していくためには、都市の魅力を高めることによる生産性の高い高度人材の流入促進、海外資本の呼び込み、民間設備投資の拡大による資本装備率の向上、高齢者の消費意欲が高まる市場の創出などが求められる。

さらに、高齢化は首都圏の郊外部で顕著に進行するため、当該地域では医療・介護サービスの需要の急増に対応した財・サービスの供給体制の構築が必要になるほか、まちの活力の低下を通じて地域経済の疲弊・空洞化が懸念される。まちの活力の低下を防ぐためには、ユニバーサルデザインによる施設整備等を通じて高齢者の外出を促したり、若年層の流入を図ったりすることなどが求められる。

一方、人口減少等に伴い、空き家や空き宅地等が増加する懸念がある。空き家、空き宅地の発生は防犯上や防災上の問題となるほか、空き家、空き宅地の存在が地域の魅力を減少させ、さらに空き家、空き宅地を増加させるという悪循環の発生が懸念される。この悪循環を断ち切り、空き家、空き宅地が引き起こす問題の解決に向けた取り組みを進めていくことが求められる。

そして、高齢化が進み投資余力が減少するなか、戦後整備した大量の社会資本ストックの老朽化が進行し、大量更新時期が迫りつつある。国・地方の厳しい財政状況が続く中、引き続き、国民の安全・安心を確保し、産業活動を支えていくため、一層のコスト削減を図りつつ、長期的な視点に立った社会資本ストックの計画的・効率的な維持管理・更新を行っていくとともに、新規整備あるいは更新

すべき社会資本の選択と集中が求められる。

首都圏の緑地は減少しているが、緑地はヒートアイランド現象の緩和、都市から大量に排出される CO2 の吸収源、人々の憩いの場、等持続可能で魅力ある都市の形成には不可欠であり、今後も保全、再生を図る取り組みが求められる。

首都圏は我が国の成長エンジンであり、豊かで活力ある持続可能な首都圏を形成していくことは我が国の成長には不可欠である。しかし、人口減少、高齢化、投資余力の減少など首都圏が抱える課題は多い。これらの課題に対応するためには、首都圏の都市においても地域の特性を踏まえた選択に応じて一定程度集まって住み、そこに必要な都市機能と公共サービスを集中させる集約型の都市構造を目指していく必要がある。

豊かで活力ある持続可能な首都圏を実現するためには、現在の首都圏が置かれている状況を的確に把握して課題対応への検討を深めていくとともに、首都圏が我が国の成長エンジンとしての機能を発揮し、我が国の経済成長を牽引するための戦略的な取り組みを進めていく必要がある。

２．首都圏の防災力強化

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた地震・津波が発生し、これまでの災害対策に多くの教訓を残した。首都圏における被害状況から、これまでの災害対策について検証するとともに、災害リスクの管理に向けた取り組みを進めることが必要である。特に公共施設の整備といったハードだけの災害対策では限界があることが明らかとなったため、ハード対策とソフト対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の実況を踏まえつつ国、地方自治体、住民など各主体が一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することが求められる。発生が予測されている首都直下地震は、最悪のケースの被害想定では社会経済的に極めて大きな影響が生じる見込みであることから、広域的なリダンダンシーの確保、正確な情報共有等首都圏全体で防災力の強化に向けた検討を深めることは喫緊の課題である。

３．首都圏で進む新たな都市拠点の形成

グローバル化の進展により、企業や人材は国境を越えて、その活動する地域を比較選択するようになっている。そして、その立地優位性の比較考量は、もはや国単位ではなく都市圏単位で行われるとともに、産業構造の高度化等に伴い、企業、人材の移動容易性も高まっている。近年、アジア諸国における高い経済成長を背景に、アジアの主要大都市の地位が高まってきており、我が国の大都市の地位は相対的に低下傾向である。そのような中、首都圏では新たな都市拠点を形成する動きが出始めており、特に東京圏においては、国際競争力の強化や地域の魅力の向上に資するようなプロジェクトが複数進められている。これらのプロジェクトにより人口、生産額の量的な向上だけではなく質的な向上も図るとともに、

企業や人材を引きつけるための政策手段を講じていくことが重要な課題である。

第２章　首都圏整備の状況

第１節　人口等の状況

（首都圏の人口推移）

首都圏の総人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在で 4,347 万人となっており、全国の 33.9%を占めている。

人口動態をみると、出生数から死亡数を引いた「自然増減」は一貫して増加しているものの、増加幅は縮小基調で推移しており、平成 22 年は 0.5 万人増となっている。また、転入者数から転出者数を引いた「社会増減」は平成６、７年に一時減少に転じたものの、近年は増加基調で推移しており、平成 22 年は 9.0 万人増となっている（図表 2-1-1）。

図表 2-1-1　首都圏の人口、自然増減数及び社会増減数の推移

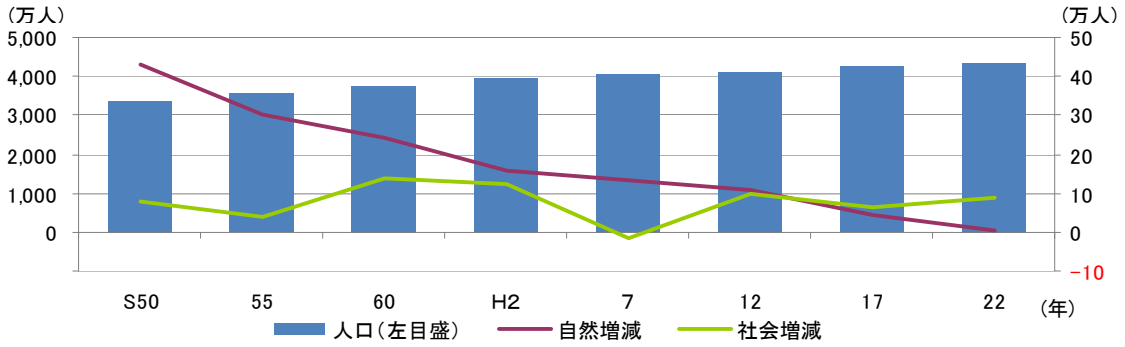

注１：人口は10月1日現在までの期間による。
資料：総務省「国勢調査（人口等基本集計）」、厚生労働省「人口動態統計」、総務省「2010年報住民基本台帳人口移動報告」により国土交通省都市局作成

首都圏の人口増加率は、一貫して全国水準を上回って推移しており、近年、全国の人口増加率が減少する一方で首都圏の人口増加率は横ばいで推移している（図表 2-1-2）。

図表 2-1-2　全国・首都圏・東京圏の人口増加率の推移

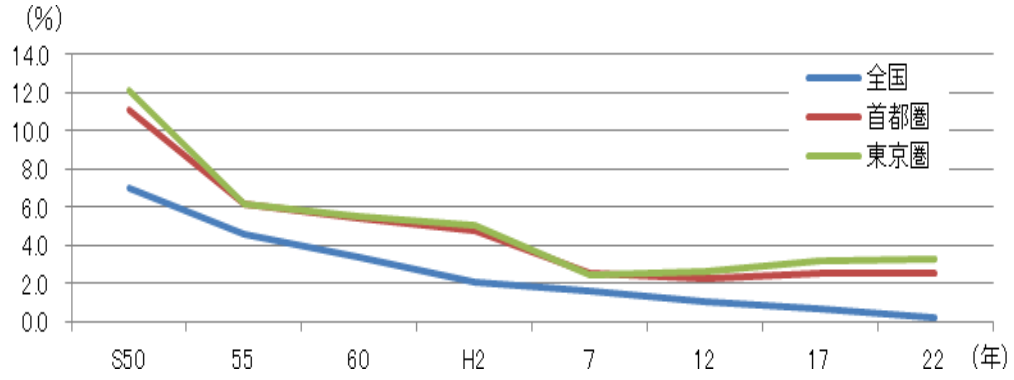

資料：総務省「国勢調査」により国土交通省都市局作成

第２節　産業機能の状況

１．首都圏の経済状況

日本経済における首都圏の位置付けを見ると、首都圏は全国のＧＤＰの 37.4%を占めており、日本経済において重要な役割を担っている圏域である。

首都圏の圏域総生産（実質：連鎖方式）における第３次産業のシェアを見ると、全体の 80.4%と大きなウエイトを占めている。中でもサービス業は、圏域総生産の 26.6%を占めており、首都圏経済の重要な産業となっている（図表 2-2-1）。

図表 2-2-1　首都圏の圏域総生産（実質：連鎖方式）における第３次産業のシェア

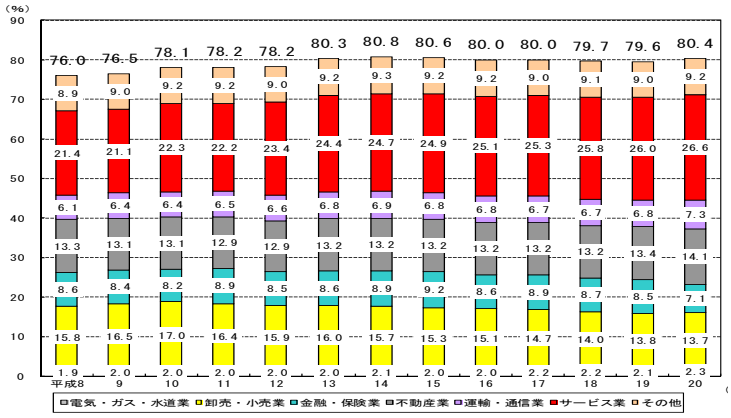

注：　連鎖方式とは、実質化の指数算式において前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法。
資料：図表 2-2-1, 図表 2-2-2 ともに「県民経済計算」(内閣府)により国土交通省都市局作成

２．首都圏における諸機能の展開

(最近のオフィス需要動向)

近年の東京都区部の賃貸オフィスビルの空室率を見ると、大規模ビルの大量供給による平成 15 年の 6.9%をピークに平成 19 年まで減少傾向にあったが、平成 20 年以降、景気後退の影響により新規需要面積がマイナスとなったことから上昇に転じた。なお、上昇幅については、平成 21 年は前年比 3.2 ポイント、平成 22 年は、1.2 ポイントと縮小している（図表 2-2-4）。

図表 2-2-4　東京都区部のオフィスビルの需給動向

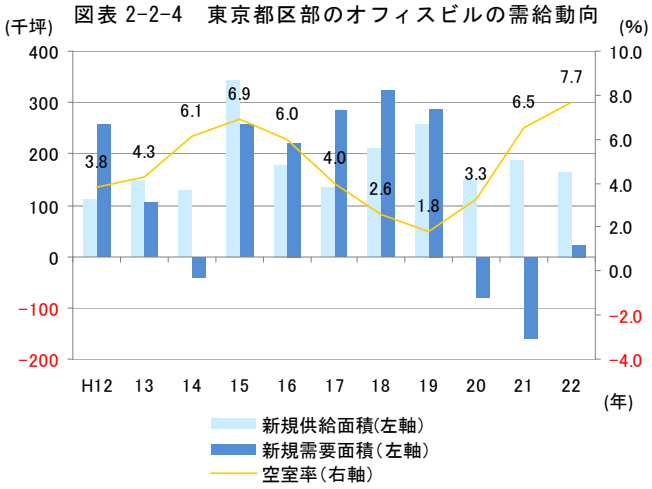

注　：新規供給面積は年間、空室率は各年 12 月の値
新規需要面積は前年と当該年の稼働床面積の差
資料：シービー・リチャードエリス総合研究所(株)資料により国土交通省都市局作成

(製造業の動向)

首都圏における製造業の動向について見ると、平成 22 年の事業所数は前年比で 5.8%減となっており、首都圏内の全ての都県で減少している。また、従業者数は 2.0%減となっており、茨城県及び群馬県で増加したものの他の県では減少している。

一方、製造品出荷額等は 7.8%増と、プラスに転じている。首都圏の数値の動向は、全国の動向とおおむね一致する。

第３節　個人主体の多様な活動の展開

１．首都圏のＮＰＯ法人等の動向

（ＮＰＯ法人の動向）

近年、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、民間非営利団体による社会貢献活動が活発化している。特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）の数は、特定非営利活動促進法（以下「ＮＰＯ法」という。）の施行以降、増加し続けており、平成 23 年の認証法人数は全国で 44,291 団体、首都圏は全国の約 35%にあたる 15,363 団体がＮＰＯ法人として認証されている（図表 2-3-1）。

図表 2-3-1　ＮＰＯ法人数の推移

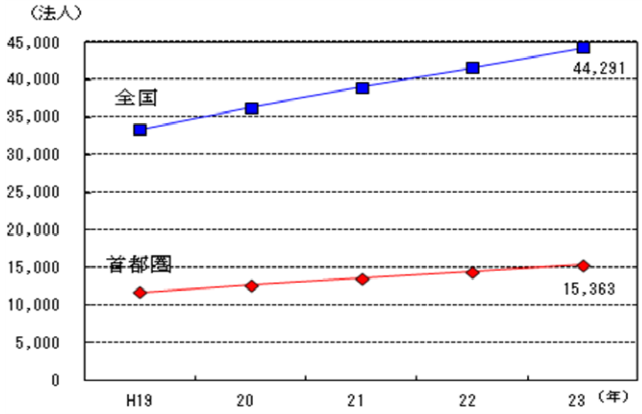

注　：ＮＰＯ法人数は各年 12 月末現在の値である
資料：内閣府資料により国土交通省都市局作成

（ＮＰＯ法人への支援）

ＮＰＯ法人に係る税制上の措置としては、特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（以下「認定ＮＰＯ法人」という。）に対して支出した寄附金について、寄附金控除等の対象とする措置が平成 13 年 10 月から講じられている。この認定ＮＰＯ法人制度については、特定非営利活動促進法の改正により、平成 24 年４月から、国税庁長官に代わって所轄庁が認定するとともに、仮認定を導入した新たな認定制度へと切り替わっている。なお、首都圏における認定の有効期間内にある認定ＮＰＯ法人数は、平成 23 年 12 月現在で 161（全国では 240）となっている（図表 2-3-2）。

図表 2-3-2　認定ＮＰＯ法人数の推移

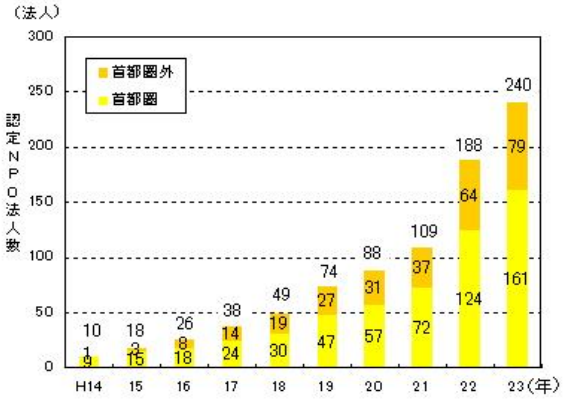

注　：各年 12 月末現在において認定の有効期間内にある認定ＮＰＯ法人数である。
資料：国税庁資料により国土交通省都市局作成

（「新しい公共」等の多様な主体の参加による首都圏づくり）

これまで、地域における問題の解決に当たっては、行政や市場に任せられるケースが多かったが、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などの分野において、地域の市民、企業等の多様な主体がそれぞれの役割で関わり、課題の解決に取り組むとともに、それを社会全体で推進していく「新しい公共」を実現することにより、それぞれの地域で様々な社会的ネットワークが展開され、

公正で活気ある社会の実現が期待される。

この「新しい公共」の考え方や展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについて議論を行うことを目的として、平成 22 年１月から６月まで８回にわたり、「新しい公共」円卓会議が開催され、「新しい公共」宣言や税制改革等を含む「「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」がとりまとめられた。

また、官だけでなく、市民、ＮＰＯ、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、平成 22 年 10 月より、「新しい公共」推進会議が開催され、「新しい公共」円卓会議からの提案に対する政府の対応や「新しい公共」と行政の関係の在り方などＮＰＯ等の活動基盤整備について議論が行われている。

第４節　環境との共生

１．首都圏の自然環境の状況

（首都圏における緑地の減少）

首都圏における平成 18 年度の緑地等(森林、農地、荒地、河川湖沼海浜)面積は約 2,859 千 ha、首都圏区域面積に対する緑地等面積の割合は 78.4%となっている（図表 2-4-1)。

また、都県別に昭和 51 年度と平成 18 年度の緑地等面積を比較すると、東京都で 19.3%、神奈川県で 15.4%、千葉県で 12.7%、埼玉県で 12.4%それぞれ減少しており、特に１都３県で緑地等の減少率が高くなっている（図表 2-4-2)。

図表 2-4-1 首都圏の緑地等面積と緑地等面積率

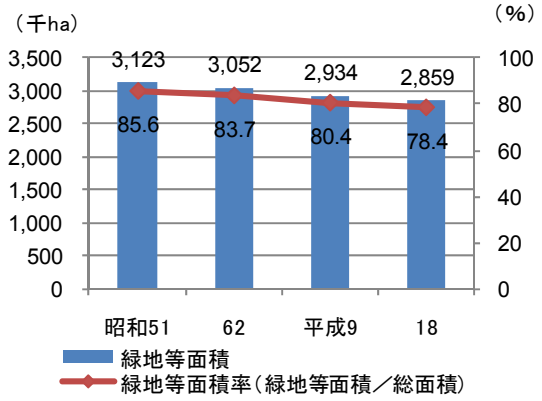

資料：「国土数値情報」(国土交通省国土政策局)
により国土交通省都市局作成

図表 2-4-2 首都圏各都県の緑地等減少率
（昭和 51 年度→平成 18 年度）

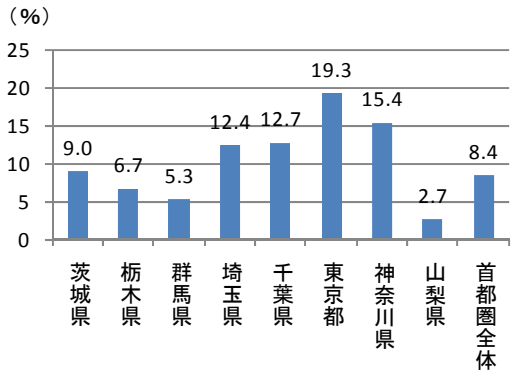

資料：「国土数値情報」(国土交通省国土政策局)
により国土交通省都市局作成

２．環境負荷の低減

（住宅用太陽光発電システムの導入拡大）

太陽光発電は、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして、また、低炭素社会の形成や太陽電池関連産業による雇用の創出や地域経済の活性などの観点から、その導入拡大が期待されており、首都圏における住宅用太陽光発電システムの導入量は増加を続けている（図表 2-4-3)。

図表 2-4-3　首都圏における住宅用太陽光発電システム導入状況（件数）

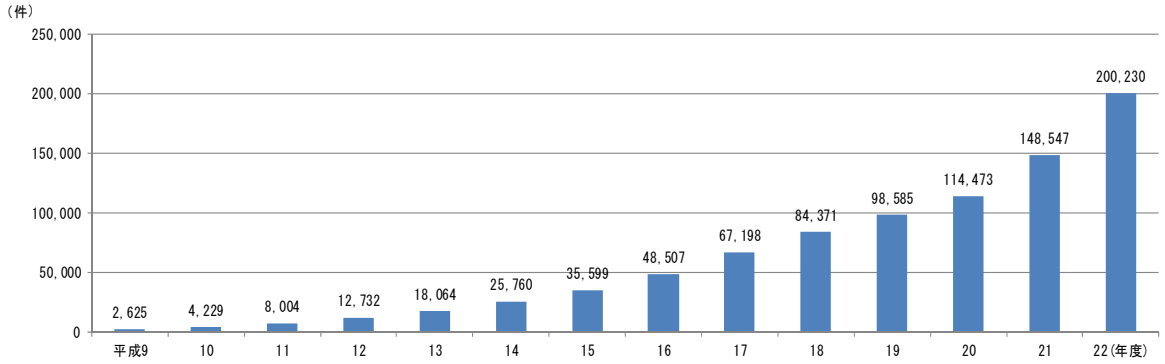

資料：平成 9 年度～平成 19 年度　「年度別・都道府県別住宅用太陽光発電システム導入状況」(財）新エネルギー財団)、平成 20 年度（株）資源総合システム調べ、平成 21 年度「平成 22 年度新エネルギー等導入促進基礎調査　太陽光発電システム等の普及動向に関する調査」、平成 22 年度「住宅用太陽光補助金の補助実績調査」により国土交通省都市局作成

第５節　安全・快適で質の高い生活環境の整備

１．安全、安心の確保

（１）震災対策

（広域的防災体制の構築に向けた国及び都県の整備状況）

都市再生プロジェクト第一次決定を受け、首都圏において大規模な地震等による甚大な被害が発生した際に、広域的な防災活動の核となる基幹的広域防災拠点の整備を東京湾臨海部において行っており、内閣府等との運用体制の強化を進めつつ、東扇島地区は平成 20 年度に供用を開始し、有明の丘地区は平成 22 年７月に東京臨海広域防災公園の供用を開始した（図表 2-5-1）。

図表 2-5-1　東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備

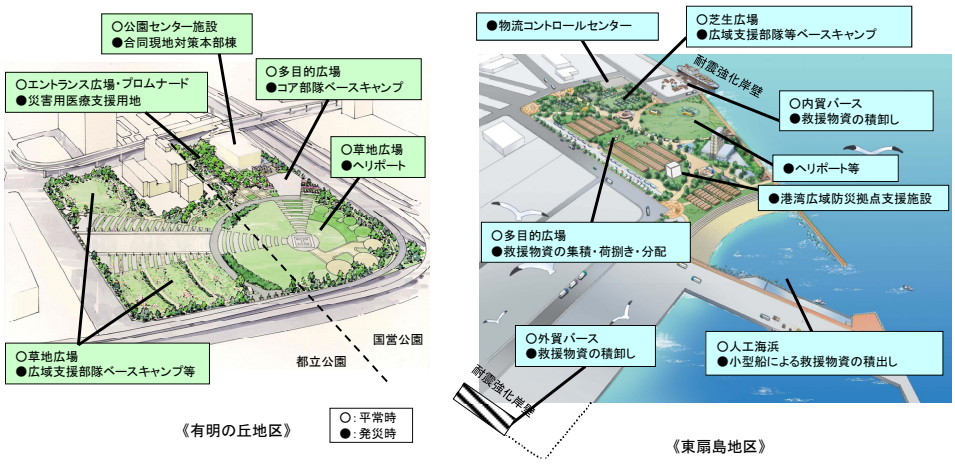

資料：国土交通省

（２）治山治水等

（ダム事業の検証）

平成 22 年９月に、全国の 83 のダム事業（84 施設）を対象として、国土交通大臣から検討主体（関係各地方整備局等、(独)水資源機構、関係各道府県）に対し、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示又は要請を行った。これは、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」における討議を経て取りまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、指示又は要請を行ったものであり、あわせて、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を通知した。これらに基づき、各検討主体において、「関係地方公共団体からなる検討の場」の設置、複数の治水対策案の立案、各評価軸による評価等が進められている。

平成 24 年３月末現在で 24 のダム事業（24 施設）について検証が終了し、うち継続が 17（17 施設）、中止が７（７施設）となっている。

２．良好な市街地や住宅・住環境整備等による魅力ある居住環境の整備

（１）住宅及び住環境の整備

①住宅のストックの動向

（距離別の住宅供給状況）

東京 70km 圏内における平成２年から平成 23 年までの累計着工戸数は約 914 万戸となっており、一戸建の持家（戸建持家）、一戸建の分譲住宅（戸建分譲）の戸建型が全体の約 36%を占める一方、共同建の貸家（共同貸家）、共同建の分譲住宅（共同分譲）の共同型が約 58%と、共同型の占める割合が大きい（図表 2-5-2）。

図表 2-5-2　70km 圏内における利用関係・建て方別の累計住宅着工戸数（平成 2～23 年の累計）

単位:戸

	一戸建	長屋建	共同	合計
持家	2,063,361	14,677	32,841	2,110,879
貸家	53,042	309,801	3,303,661	3,666,504
給与住宅	9,209	4,211	117,756	131,176
分譲住宅	1,181,773	10,693	2,035,782	3,228,248
合計	3,307,385	339,382	5,490,040	9,136,807

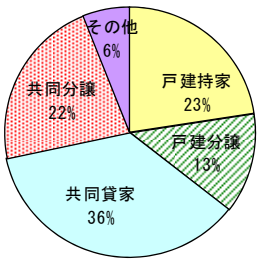

注１：「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。
注２：網掛け部を、右図中の「その他」の住宅型に分類した。
資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

②分譲マンションの供給動向

今後、建築後相当の年数を経た分譲マンション等の急増が見込まれる中で「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を活用した建替え事業は首都圏で平成 22 年 10 月までに 43 件の実績となっている。

東京圏における分譲マンションの供給動向は近年景気後退等の影響から減少が続いていたが、平成 22 年に６年ぶりに前年比で増加したが、平成 23 年は約４万５千戸であった（図表 2-5-19）。

図表 2-5-19　東京圏におけるマンション供給戸数の推移

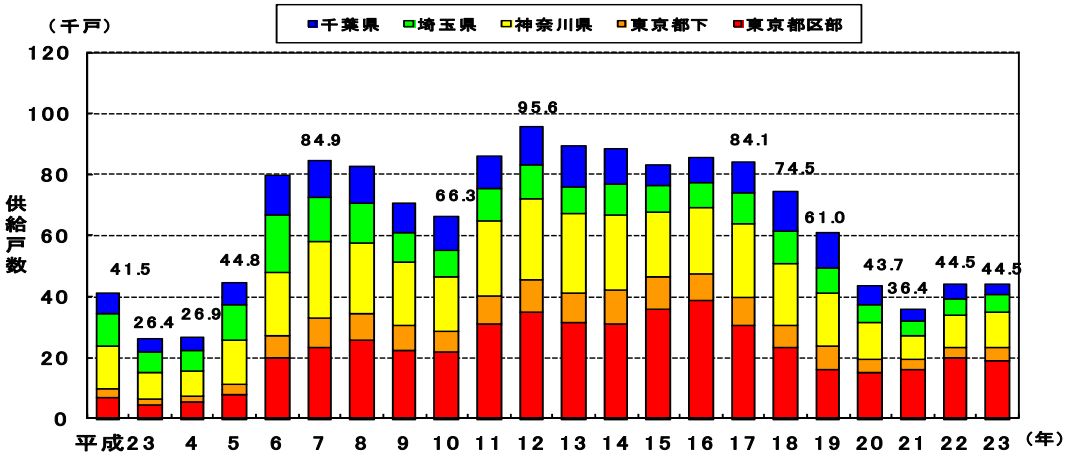

資料：㈱不動産経済研究所資料により国土交通省都市局作成

第６節　将来に引き継ぐ社会資本の整備

１．交通体系の整備

（１）陸上輸送に関する状況

（高規格幹線道路の整備等）

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域や災害に脆弱な地域等において、国土のミッシングリンクの早期解消に取り組むとともに、定時性などネットワークの質を高めるため、大都市周辺におけるボトルネック箇所への集中的対策や通過交通の排除による都市中心部の慢性的な渋滞の解消に資する首都圏３環状の整備を推進している。また、主要な空港・港湾・鉄道駅と高速道路等を結ぶアクセス道路の現状の再点検等を行い、環状道路の整備等による道路ネットワークの強化により、空港・港湾・鉄道駅へのアクセスの向上を図っている。

図表 2-6-1　高規格幹線道路の整備状況

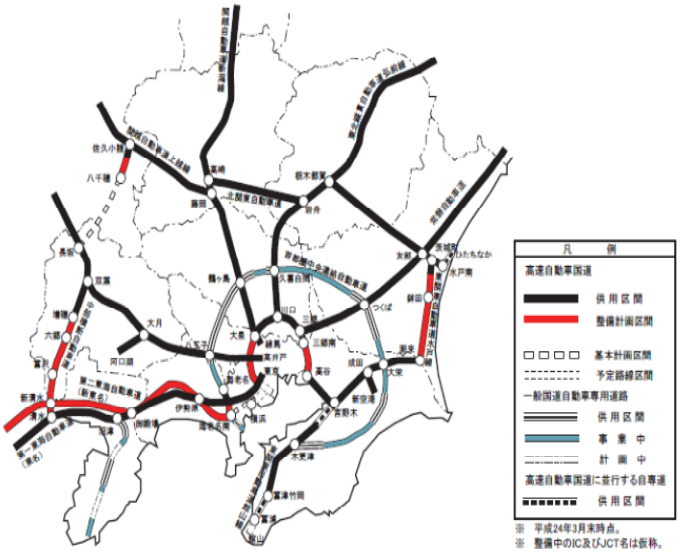

資料：国土交通省道路局

具体的には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、平成 24 年３月に高尾山 IC から八王子 JCT 間約２km が開通し、全延長約 300km のうち、３割を超える約 112km が開通済（平成 23 年度末現在）である。未開通区間についても全区間で事業に着手済である。

東京外かく環状道路（外環）は、大泉 JCT から三郷南 IC までの区間（約 34km）が開通済である。未開通区間のうち、三郷南 IC から高谷 JCT までの区間は、平成 27 年度の開通を目指し、事業を実施している。

また、東関東自動車道水戸線の潮来 IC 以北の茨城県区間は、茨城町 JCT から茨城空港北 IC 間約９km が開通済である。未開通区間のうち、茨城空港北 IC から鉾田までの区間は平成 27 年度の開通を目指し、事業を実施している。

北関東自動車道は、平成 22 年４月に佐野田沼 IC～岩舟 JCT 間約５km、平成 23 年３月、太田桐生 IC から佐野田沼 IC 間約 18km が開通し、これにより群馬県高崎市から茨城県ひたちなか市に至る延長約 150km（東水戸道路約 10km を含む）の区間で全線開通した（図表 2-6-1）。

（広域的な鉄道事業の推進）

中央新幹線については、平成 22 年３月より、交通政策審議会において「中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定」についての審議が行われた。平成 23 年５月に、営業主体及び建設主体をＪＲ東海、走行方式を超電導リニア方式、ルートを南アルプスルートとすることが適当であるとの答申がとりまとめられた。これを受け、同月、「全国新幹線鉄道整備法」に基づき、国土交通大臣が営業主体及び建設主体としてＪＲ東海を指名し、整備計画の決定並びにＪＲ東海に対する建設の指示を行った。

なお、超電導リニアについては、平成９年から山梨実験線において走行試験を行っており、平成 21 年には「超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会」において、「超高速大量輸送システムとして運用面も含めた実用化の技術の確立の見通しが得られた」との評価を受けている。

（２）航空輸送に関する状況

（首都圏の都市間競争力アップにつながる羽田・成田強化）

羽田・成田の両空港は、我が国の産業･経済活動の基盤としての役割を担っているところであるが、我が国のさらなる成長のためにも、より一層の機能強化を図るべきである。両空港については、平成 22 年５月の国土交通省成長戦略において示されたように、容量拡大、抜本的な機能強化、徹底的なオープンスカイの推進等の施策を着実に実行することとし、首都圏の都市間競争力の強化を図る。

図表 2-6-11　東京国際（羽田）空港の再拡張事業

資料：国土交通省航空局

今後も、両空港の容量拡大・機能強化を進め、羽田については 24 時間国際拠点空港化を推進、成田についてはアジアにおけるハブ空港としての地位確立を目指しつつ、両空港を最大限に活用していくことで、ビジネス・観光両面における都市間競争力を大幅に強化し、我が国にヒト・モノ・カネを呼び込む原動力とする。

（３）海上輸送に関する状況

（国際コンテナ戦略港湾）

平成 16 年度に開始されたスーパー中枢港湾プロジェクトは、コンテナ港湾の国際競争力を重点的に強化するため、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目標に、京浜港（東京港、横浜港）など全国で３地域が指定され、大規模ターミナルの一体運営やＩＴ化等の施策を官民一体で展開し、平成 22 年度までに一定の成果を収めている。一方、基幹航路寄港回数についてはなお減少傾向にあり、我が国産業の国際競争力への影響が懸念されている。釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化する中、世界各地との間で、国民生活や産業活動に必要な物資や製品を低コストでスピーディーかつ確実に輸送できるネットワークを構築することが必要とされている。

これらを踏まえ、「新成長戦略（平成 22 年６月閣議決定）」及び「国土交通省成長戦略（平成 22 年 5 月策定）」に基づき、「選択と集中」の考え方のもと、平成 22 年８月、国際コンテナ戦略港湾として阪神港（大阪港、神戸港）及び京浜港（東京港、川崎港、横浜港）が選定され、平成 23 年 12 月には、これらの港湾等においてコンテナ埠頭等を一体的に運営する港湾運営会社制度が開始された。

第７節　首都圏整備の推進

１．首都圏整備制度

首都圏整備計画は、「基本編」及び「整備編」により構成されており、計画期間は、基本編が平成 27 年度まで、整備編が平成 18 年度からおおむね５年間となっている。また、多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）に基づき、都県又は政令指定都市が作成する業務核都市基本構想に基づく業務核都市の整備の推進を図ってきたところであり、これまでに承認・同意された地域は 14 地域となっている。

２．首都圏広域地方計画の推進

首都圏広域地方計画においては、世界の経済・社会をリードする風格ある圏域づくりを目指し、多様な主体の協働によって、計画に位置付けている 24 のプロジェクトを推進している。平成 23 年 12 月には計画の推進状況を把握するためにモニタリングを実施した。

３．大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進

大深度地下使用制度の円滑な運用を図り、大深度地下の適正かつ合理的な利用を推進するための取組を進めており、これまで「安全の確保」、「環境の保全」、「バリアフリー化の推進・アメニティーの向上」に関して指針を策定してきた。平成 23 年度は、大深度地下使用制度の円滑な運用に向けて、技術的な調査検討を行った。

４．筑波研究学園都市の整備

筑波研究学園都市は、我が国における高水準の試験研究・教育の拠点形成と首都圏既成市街地への人口の過度集中緩和を目的として、整備が進められている。

本都市に移転・新設した国等の試験研究教育機関等については、平成 13 年４月１日の一部機関の統合･独立行政法人化を経て､現在 32 機関が業務を行っており、周辺開発地区の研究開発型工業団地を中心に多数の民間研究所や研究開発型企業が立地している。

５．国の行政機関等の移転

国の行政機関等の移転については、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資することを目的として、国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の東京都区部からの円滑な移転が推進されている。

閣議決定で移転対象とされた 79 機関 11 部隊等（廃止等により現在は 71 機関 11 部隊等）のうち、平成 24 年３月までに 65 機関 11 部隊等が移転した。